

平成28年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年3月2日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第1号から議第43号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) 他42件)

質疑

第3 議第2号から議第12号まで、議第21号から議第32号まで及び議第34号から議第41号まで

(平成28年度野洲市一般会計予算 他30件)

常任委員会付託

第4 議第1号、議第13号から議第20号まで、議第33号、議第42号及び議第43号

(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) 他11件)

討論、採決

第5 請願第1号から請願第3号まで

((仮称)野洲市立病院の早期整備促進を求める請願書 他2件)

常任委員会付託

第6 議第44号

(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

提案理由説明、質疑、常任委員会付託

第7 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、2月24日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第13番、丸山敬二議員、第14番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、議第1号から議第43号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)他42件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第6番、山本剛議員。

○6番(山本 剛君) おはようございます。第6番、山本剛です。

議第24号野洲市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例について、議案質疑をいたします。

野洲地域総合センターがリニューアルされ、人権センターとして再出発するとのことですが、以前の定例会でもお尋ねし、その時点では協議中との回答でしたが、最終的に合意形成はできたのでしょうか。また、その経過を説明して下さい。合意形成を得るには、もう少し時間をかけて協議する必要があったかと考えますが、どうでしょうか。

また、現在、野洲地域総合センター、児童館、子ども広場、教育集会所、そしてふれあい館では地元だけでなく、周辺も含め多くの人々が利用されています。そういった利用者が行き場所、あるいは居場所がなくなるといったおそれがあると考えますが、それは杞憂でしょうか。

特に、児童館は小学生から高校生まで多くの子どもたちが利用しています。昨年度、自由来館者は7,361人で、児童館事業の利用者を合わせるとそれ以上の来館者がいます。小学生では、野洲小学校区はもとより、隣接学区の子どもも来ています。中学生も同様で、野洲中学校区だけでなく、野洲北中学校区からも来ています。そして、その中には、昨年

の社会状況により生活困窮状態に置かれている家庭の子どもや、他にもさまざまな課題を持った子どももいます。今後もそういった子どもたちの居場所は確保されるのでしょうか。野洲地域総合センターと児童館等の利用者が困ることのないような経過措置、あるいは激変緩和措置はなされますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、山本議員の議案質疑にお答えをさせていただきます。

まず、最終的に合意形成ができたのかというご質問でございますが、前定例会後の協議の場に山本議員も出席いただき、あるいはまた、傍聴もいただきました。よく承知していただいていることとは存じますが、改めて申し上げます。

一昨年の11月からこれにつきましては協議を始めまして、去る2月2日に自治会や部落解放同盟和田支部の方々に対しまして説明会を開催させていただきました。

また、人権施策審議会におきましても、地元在住の方に委員になっていただいておりますが、昨年10月19日の第2回人権施策審議委員会で十分な議論を経ており、合意形成はできたものと考えてございます。

利用者の居場所につきましては、コミセンなど市の施設や自治会館等をご利用いただきましたら、居場所がなくなるものではないと考えております。

子どもの居場所といたしましては、保護者のニーズが最も高かった学童保育所の整備に既に取り組んできておりまして、待機児童の解消を実現しておるところでございます。

また、学童保育の他にも地域子ども教室など、子どもの居場所づくりに取り組んでまいりました。特に、貧困家庭等の課題を有する子どもにつきましては、ヤスクールを開催するなど、課題に即した丁寧な取り組みを行っておるところでございます。

したがいまして、児童館を閉館しても利用していた子どもたちの居場所は地域やさまざまなサービスにより今後も対応してまいります。

なお、経過的な措置といたしましては、平成28年度人権センターの一部を貸し出しまして、市民の皆さんにご利用いただくというふうに計画してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今お答えをいただいたんですけれども、きちんと手順も踏んでいただいて、合意形成をしていただいたということなんですけれども、私も傍聴させていた

だいたところもあるんですけども、やはり地元の住民の方というのは十分に納得をしておられない。あるいはどちらかというとなんか仕方がないなといったような感触ではなかったかなというような思いを持っております。

それから、利用者の方に不都合が生じないかということで、自治会館の利用等ということなんですけども、それは自治会館等を使っただけということはもちろんですし、今言っていた特に子どもの部分なんですけれども、学童保育でありますとか、ヤスクールでありますとかいったようなこともお答えをいただいたんですけども、今言いましたように、自由来館者だけでも7,361人といった多くの子どもたちが利用しているといった部分で、そういった多くの人数が学童保育あるいはそのヤスクールで十分に対応ができるのかといったことをちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

それから、経過措置としまして、28年度については利用ができるということなんですけれども、その後、全く児童館等の施設が利用できなくなるのかどうか、そのことについてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現在、児童館をご利用されている児童・生徒がどういうふうに対応していくかということでございますけれども、そもそも、総合センターに併設しております児童館というのは、野洲市の中心的な場所にはありますが、全ての地域から子どもたちが自分で来れる場所にあるとは山本議員もあのおときにご理解いただいたと思うんです。だから、周辺地域の子どもの多いと思っております。ということは、この施策がそこに偏在しているというふうに私は思っているんですけども、そういうことですよね。遠方の方、子どもたちが利用できないというか、実質的にですよ、というふうに思っておりますので、そこだけをとらまえて考えますと、児童館に行っている子どもが全児童の約3割ですよ。その3割の子どもたちと、それとここに来ている学童ですね、考えてみますと、その中に、今ここで利用している児童館を利用している子どもたちがそこと重複してないというふうになっているんですけども、じゃあ、そっちの方に向けないかという、十分学童保育所でキャパはありますので、受け皿としてはあると思いますし、周辺地域の他の地域は現にそうであります。それが実態として物語っていると思っております。

それと、あと他の地域では、例えば近所同士で子どもたちが遊んだりとかいうこともありますので、あるいは地域の自治会館を使ったりとかいうことも今後は取り組んでいただければと思っております。

それと、平成29年度以降、いわゆる28年度の、先ほど申しました28年度は貸し館で利用していただけるということですが、29年度以降につきましては、29年度に限定しますと、工事にかかるまではそのようにそのまま使ってはいただけると思うんですが、それ以降につきましては人権センターとしての貸し館ができる部屋を用意いたしますし、児童館につきましても、行政が使うんじゃないくて、自由来館はできませんけれども、貸し出しの対象とするように計画しております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今、特に子どもの部分のお答えをいただいたんですけども、学童の方で対応もしていけるということなんですけども、今児童厚生員さんに伺っていると、やはり学童に行けない子どもの受け皿にもなっているといた部分もありますので、そういった子どもたちの居場所がどうなるのかなということを心配して質問をさせていただきました。

それから、自治会館等も使って子どもたちの居場所を確保するというのも一つの手法であるかもしれませんが、特に小学生や中学生や、特に元気な子どもたちは、自治会館というのは基本的に大人が会議をする場所、施設というふうに私思っております、子どもたちが元気よく動き回れるような施設ではちょっとないなというふうなことも思っております。どちらにしても、居場所がきちんと確保されることを期待しております。

そして、29年以降、今までのような形ではないけれども、貸し館をしていただけるということがありますので、そのことについてはどのような形で、例えば有料なのか無料なのかとかいったようなこと、あるいはちょっとその具体的なことが今の時点で決まっていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 総務部長

○総務部長（川端弘一君） 貸し館ですので、原則的には一般貸し館については有料になるんですが、施設が人権センターでございますので、人権に関する取り組み等でお使いになる場合、特に今も、今日現在ですね、いろんな自主的な活動とか、サークル活動ですね、されている方がそのままお使いいただく場合は、28年については減免の対象としてまいりますが、29年度以降につきましてはその辺を考えてまいらないかんと思っているんですけども、今申しましたとおり、人権に関わる事業にお使いいただく場合は減免の対象とするように考えております。

以上です。

○ 6 番（山本 剛君） それでは、議案質疑終わります。

○ 議長（市木一郎君） 次に、太田健一議員。

○ 7 番（太田健一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第 13 号平成 27 年度野洲市一般会計補正予算（第 8 号）についての議案質疑を行います。

まず、1 点目に、補正予算の中にある地方創生加速化交付金事業について、2 月 9 日の全員協議会で配付された資料に基づいて質疑を行います。

この交付金は、国が地方創生を掲げる事業としてこれから市が申請を行い、3 月中旬から下旬にかけて事業採択された場合に執行予定の施策という説明でありました。内容として、補助率は 10 分の 10、対象事業枠として 2 事業までの事業費が 4,000 万から 8,000 万円というのが目安。事業内容詳細としては、ソフト事業が中心で、ソフト事業と密接に関連し、事業効果が認められるハード事業、事業費の 2 分の 1 までが交付の対象でありました。

野洲市として、財源の都合により着手できていない課題の解決や、今後のまちづくりを展開する上で布石となる取り組みを戦略に位置づけ、大きく 2 事業を申請するとのことでありました。その 1 つ目が、人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換フォーラム事業、これが約 3,494 万円、2 つ目が琵琶湖の保全と活用フォーラム事業、これが 4,000 万円、この事業の詳細な中身として、さまざまな施策が上げられておりましたが、シンポジウムやプロジェクトなど、さまざまありました。全ての事業についての執行の時期や規模など、具体的な内容の詳細の説明をお尋ねします。

2 点目ですが、そもそも論として、これまで国が推し進めてきた平成の大合併の強化は厳しい中、人口減少や東京一極集中による過疎化対策に失敗し、その原因の正しい分析や解決策もないまま、地方自治体を締めつけてきた経過の上で、さらに地方創生という形で国の責任を投げ出して、地方へ丸投げするというやり方自体に大きな問題があると考えます。このままでは、出生率や転入率の均衡等の目標達成は実現不可能となって、現状のまま推移であっても、仮に計画どおり進んだとしても、地方は崩壊し、東京一極集中は加速化されることが想定されます。

財源は地方に渡すから、それぞれの自治体で地方創生の事業を考えてやれと言いながら、その中身に関しては国がチェックを入れ、評価して限定するというもので、自治体からす

ると、自由度のない交付金となり、誠に必要な事業があっても、その財源に使えないということからも、いかがな制度かと感じています。本来なら、自由に使える財源をしっかりと地方に渡し、地方自治体に権限を与えていくことが自発的な地方の活性化につながるものとなるはずです。

しかし、そうした現状の中でも自治体としてやるべきことを進めていくことは重要であります。この交付金事業が採択され、施策として執行されることは大切だと考えます。

制限がある中でも、これまで財源の都合で着手できていなかった課題の解決や、まちづくりを展開する上での布石となる取り組みにこの交付金を活用しようとすることは評価できると考えます。

例えば、その中の大きな1項目の関連事業として、全日本マスターズ駅伝200万円は、今年から希望が丘公園で3年間の計画となっているために、今回の申請が不採択となった場合でも一般財源で行う予定とは考えますが、見解を伺います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） おはようございます。

それでは、太田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の地方創生加速化交付金事業の各事業の時期、規模等についてということでございますけれども、地方創生加速化交付金事業といたしまして、2つの事業を既に申請をいたしております。まず、1つは人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換事業ということで3,949万4,000円、これは全協でもお知らせをしましており9事業ということになってございます。それと、琵琶湖の保全と活用事業、山から湖へと。野洲の環境を生かした資源の活用と人材育成ということで4,000万円という12事業でございますけれども、交付金事業といたしまして計上をいたしております。

内容は議員も先ほど申されましたように、2月の全員協議会でもご報告を申し上げたところでございまして、現在各事業の詳細検討を進めていく段階でございます。今後、詳細につきましては内容が決まり次第議会全員協議会でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目の全日本マスターズ駅伝競走大会についてでございますけれども、質問にもございますように、この事業は、滋賀県希望が丘文化公園で実施が予定されている事業ということで、3年間のうち28年度は2年目ということになります。この3月の20日が1年目の開催ということになってございますけれども、この事業につきましては、生

涯スポーツ推進の観点から、人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換事業で生涯元気プロジェクトの関連事業といたしまして交付金事業に位置づけております。

仮に、この交付金の申請が不採択となった場合は、一般財源で実施をすべき事業かどうかということにつきましては、まずこの事業が3年を原則の大会というふうになっているということと、あわせて、今年のこの3月、1年目の大会の状況を見た上で、またあるいは県の対応も見た上で判断をし、対応をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなか臨時的な交付金事業なので、時期がない中、詳細まだ決まってない、これから検討ということでしたが、例えば琵琶湖の保全と活用フォーラム事業の関連事業として、湖岸振興大花火大会600万円、これはいつも野洲川の河川公園でやっている花火大会のことだと思いますが、等ありまして、これは栗東市からクレームがあって、場所を変えて行うというようなことを市長との懇談のときに話されていたのですが、それを振りかえて場所を変えてということになっているんだと思うんですが、まず、栗東市がどのような内容で既存の今までこれまで行ってきた花火大会に対して訴えている問題点なのかというのを聞きしたいのがまず1点目です。

それと、これも関連事業のその他にも、オクトーバーフェス・アンド・ジャズフェスが500万円ついていますが、これも、これは昨年秋に同じく地方創生の臨時交付金で初めて行った事業のはずなんです、それと関西フィルリラックスコンサートin野洲、これも179万円、これは、お聞きしていると以前行っていた施策をまた復活して昨年再び行われた事業ということですが、ここら辺も同じく不採択となった場合でも一般財源で継続してやっていくべきではないかというふうに、1年目の単発だけで終わるのではなく、継続してやっていくことが大切だと思うんですが、そこら辺もどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 花火大会等々幾つか例を挙げさせていただきまして、不採択になった場合でも単費で続けていくべきということでございます。

当然、単費でも進めていかなければならない事業、この中にあるかと思えます。ただ、交付金の採択が3月の中旬以降ということで、その採択のどのように採択がされていくの

か、そのあたりは前回の全協でもお答えをしておりますけれども、まだ国の方から、例えばその2つの事業が採択がばさっと全部落ちるとか、あるいは部分的にこの事業はだめよということになるのか、あるいは金額である程度落としてくるのか、そのあたりも全く見えない状況は今も変わっておりません。ですので、そうした採択の状況を3月の中旬になりますけれども、それを見た上で総合的にやっぱり単費でも行える部分についてはどこまでやっていくのかということも判断をしてみたいと、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 詳細については全く検討されてないわけではないと思うんですけど、その内容をやっぱりちょっと補正予算として出ているので、こちらも判断するためには、わかっている範囲では例えば教えて、今お聞きしました花火大会の場所、具体的にどこなのかとか、それさえも決まってないのか、採択されてから決めるのか、ちょっとさっきの質問に答えてもらってないところがまずあるので、ちょっと聞きたい。

○議長（市木一郎君） 栗東市のことも。

政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 当然、それぞれ各事業、各部、担当課の方で検討いただいております。実施の方向で既に検討していただいております。ですので、何も全く決まってないということではございませんけれども、この交付金がつくつかつかないかによって、それをまたその段階で詳細なことについてまた検討をして対応をしていくというふうに考えておりますので、今の段階でこれを全部ここを単費でやりますというふうなことまではちょっと今申し上げられない状況ということですので。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長、さっき栗東市についての質問が出ていましたが、答弁漏れになっていると思いたすが。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 所管じゃないから、私、ちょっと……。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前9時28分 休憩）

（午前9時29分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員、もう3回終わりましたですね。質問。

○7番（太田健一君） いや、さっきは答えられてなかったから確認で聞いたんです。

○議長（市木一郎君） 3回質問立ってくれはったから、一応終わりということですので、

よろしく。

続いて第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） おはようございます。第13番、丸山敬二です。

私は、議第41号野洲市教育振興基本計画第2期の策定についてということで質疑をさせていただきます。

今回、第2期の野洲市教育振興基本計画策定をしていただきました。以前とはがらっと変わったかなという印象を持って、内容も見やすくなったといいますか、非常にいいところがあるんですけども、確認の意味で質疑をさせていただきます。

教育基本法第17条第2項の規定に基づき本計画が策定されていますが、同法の第1項で、政府に対し教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告すると共に、公表しなければならないとして、また第2項では、地方公共団体は政府が定めた基本計画を参酌し、その地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市の基本計画には、政府が平成25年6月14日に閣議決定した第2期教育振興基本計画に定めた4つの基本的方向性、8つの成果目標、30の基本施策と必ずしも整合がとれているとはいいがたいのではないのでしょうか。どのように参酌されたのかを伺います。

次に、第4章施策の展開について、平成28年度から小中一貫教育について本格的研究に入りますが、その目的や効果、そして本格実施へのスケジュールなどを示すべきと思います。基本計画の中には、言葉では入っておりますが、こういったところが必要ではないかと思います。なぜその辺を基本計画に入れなかったのかをお伺いをいたします。

3番目として、平成12年4月から学校、家庭、地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりを一層推進する観点から、学校に学校評議員を置くことができることとなり、本市でも各学校、園に評議員を置き、校長の求めに応じ、学校運営に対し意見を述べ、協力していますが、なぜ基本計画に上がっていないかをお伺いをします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、丸山議員の議第41号に対する質疑にお答えをさせていただきます。

まず、国の教育振興基本計画をどのように参酌したのかについてですけれども、議員ご

指摘のとおり、教育基本法第17条第2項で、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、当該の地方公共団体の基本的な計画を定めるようになっております。

この場合の参酌とは、地域によって教育課題がさまざまであることから、参考にするという意味であるというふうに捉えております。

野洲市教育振興基本計画第2期の策定委員会では、国の第2期教育振興基本計画を参考にしながら、教育総合会議で策定をいたしました野洲市教育大綱を踏まえ、第1期の施策の課題や新しい教育的課題への対応等につきまして議論をし、本市の実情と、これまで本市が推進してまいりました施策の継続性を大切に、施策の見直しや改善を図り、策定したところでございます。

2点目の小中一貫教育についてですけれども、このことにつきましては、目標6の特色ある学校経営の中の施策15、学校での創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進で取り上げております。

基本計画は、平成28年度から今後5年間の本市の教育施策の基本理念、目標、施策の基本的な方向を示したものでございます。

ご質問の目的やスケジュールなどにつきましては、現在策定を進めようとしております元気な学校づくりマスタープランの中で具体的な取り組みを示すこととなっております。

3点目の学校評議員につきましては、丸山議員には野洲小学校の学校評議員として、教育に対する深いご理解と見識のもと、常に建設的なご提案をいただくなど、学校運営をはじめ地域に根差す学校づくりに寄与していただいております、感謝をしているところでございます。

このご質問の学校評議員につきましても、目標6の特色ある学校経営の中の施策18、教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興で取り上げているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 最初の参酌ですが、非常に難しい言葉なので私も調べましたら、おっしゃるように参考にして、その中からいいものを取り上げるとたしか書いてあったと思うんです。

そういう意味でいけば、この閣議決定、内閣の出ている中で、マスコミでもありましたけど、小学校における英語教育という話ですね、この辺は一つこの5年間の中でどう考えておられるのかなというのが1つは聞いたかったところなんです。この閣議決定した中の

これは基本的方向性2の目標の5のところにあるんですね。取り組みの例として、小学校における英語教育の教科化等の検討というのが入っているんです。5年間、これたしかマスコミでもそんな話があったと思うので、この辺が一つどうかと。いろいろ議論を呼んでいました。小学校でそんなもんどうやとか、そういうがあるので、今回の基本計画の中にはどういふふうなお考えやったのかなというのをお伺いしたかったので、今もしその辺について考えがあるようでしたら、お伺いをしたいと思います。

それから、小中一貫教育の件ですけれども、元気なマスターの中で展開を示していくということですので、その辺をしっかりお願いはしたいんですけど、この中にも、せっかくこの予算をとって中主の方で研究を始めようかということですので、私としてはその辺のもう少し進んだところが入っておればよかったかなと、このように思って質問をさせていただきましたけれども、教育長のおっしゃるように、この施策10号のところに入っているのは入っておりますので、それと平成28年度の基本方針、教育の方針ですね、その中にも入っております。本来ならば、今言われたところでそのスケジュールも5年間の中でどうやというのを示してほしかったんですけども、他の場で示すということなので、それはそれでひとつしっかりと展開をしていっていただきたいなと。

それから、もう一つが学校評議員ですね、これ、もともと地域に学校を、それから学校に地域をとということで、地域と学校がそういった連携をしていくというようなことですので、これまた要望みたいな話になるんですけど、もっと、どういうんですか、これ平成12年からで、野洲でできたのがその何年か後、即じゃなかったと思うんですけど、評議員を置いてやっていますので、私が思うのは、これは近隣にはない、野洲だけが物すごくこの学校評議員というのは頑張っているのと違うかなと思います。そういう意味で、この地域との関わりというのをもう少し具体的というんですか、これだけやっぱり経験してきたことですので、その辺を入れていただけたらなと思うんですけども、その学校応援団というのとこの学校評議員というのが非常に、どういうんですか、どちらも施策10号と18のところに入っているのは入っているんですけど、もう少し具体的な内容にならないのかなと、そういうところがございます。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、1点目のお尋ねの英語教育ですけれども、ご指摘のとおり、次期の学習指導要領で3年生から英語活動を始めましょうと。5年生、6年生については英語科の教科としてやっていきたいと思いますというふうな、そういったことが現在話を

されているところです。

本市につきましても、5、6年につきましては英語活動を実施しておりまして、外部の方の応援を得ながら、各学校で英語活動に取り組んでいるところです。

もう少し積極的にやればという意見もあるんですけども、それもそれなんですけれども、まずは時間割上、編成する上で大変厳しいところもありますので、国の研究開発を待つ平成32年度からの実質的な、本格的な実施に向けて準備は進めなければならないと思いますけど、その時期まではもう少し様子を見ましょうというのが現在の考え方です。

それから、一貫教育とか、あるいは学校評議員等については、もう少し具体的なことを示してほしかったというそういうご意見ではございますけれども、先ほども申し上げましたように、これはあくまでも基本的な方向を示すものでございまして、具体的な取り組み等につきましては、先ほども申し上げました元気な学校づくりマスタープランの中で5年間の計画を立てますので、その中でこういうふうな方向で進めていこうと具体的なプランも入れながら、あるいは目標も定め、成果の目標設定もしながら進めていきたいなど、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

これは5年間の方向性というか、基本的なことやということで理解をさせていただきます。ぜひともこの基本理念の「愛と輝きのある教育のまち・野洲」というところで、一つよい教育施策をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（市木一郎君） 次に第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） おはようございます。9番、東郷正明です。

議第2号の野洲市一般会計について質問いたします。

まず1つ目、野洲駅南口における浸水被害を軽減するための友川の河川拡幅整備による雨水対策についてお尋ねします。

祇王井川第2排水区域に係る浸水被害を軽減するため、童子川へ排水される雨水幹線の整備事業の工事請負費として1億400万円計上され、実施期間は予算資料によると平成28年から平成32年となっております。

まずはじめに、1つ目、平成28年度は235メートルの工事期間となっておりますが、

どこを指すのかお尋ねします。

2つ目は、川の広い部分についてのお尋ねで、触らないのかどうかです。

3つ目は、JRをくぐっている部分についてはJRの協議が必要となると思いますが、新市立病院開院予定が平成32年4月というのなら、この祇王井川浸水被害を軽減するため雨水処理対策事業が全て完成し、市立病院開院の平成32年4月までに野洲駅南口周辺における浸水対策としての整備が全て終わられるのかどうかをお尋ねします。

もう一つ、2つ目の質問ですが、新規事業の市三宅先、仮称野洲川北流公園整備事業についてお尋ねします。

野洲川北流側帯に防災機能を備えた運動公園整備事業3,356万の予算が計上されています。基本設計だけで3,350万円ということは、全体事業費は幾らなのか、事業内容と全貌を明らかにすべきです。整備の面積と位置図の表示、3,350万円になる積算根拠、基本設計予算、造成事業予算と計画に対しての市民の声が反映の時期を明らかにされたい。市内業者でされるのかどうか、それと駐車場は何台収容できるのかをお尋ねします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

東郷議員の雨水対策についての質疑にお答えいたします。

まず、①点目の平成28年は延長235メートルとなっているが、どこを指すのかということですが、平成27年度の施行区間であります県道木部野洲線から上流部にある農道、そこのボックスまでが27年度の施行で、延長にして180メートルであります。この部分につきましては、今現在工事、2月末で完了をしているものでございます。

28年度につきましては、この農道のボックスカルバートから上流部、市三宅小南線までの施行区間として延長235メートルを指しております。

②点目の、川の広い部分は触らないのかということですが、

議員のお尋ねの川の広い部分というところにつきましては、オムロン横のブロック積み of 河川だと思われま。

既に必要な断面は確保されておりまして、河床の床打ちのコンクリートによる河床の勾配の修正のみとなり、その実施時期につきましては、平成29年度を予定しているところ

です。

③点目の、新病院が開設予定の32年4月と申されましたが、一応10月の予定というふうになってございますので、それまでに祇王井川の浸水被害が軽減するために、雨水処理対策事業が全て完成し、野洲駅南口周辺に浸水対策として整備が終えられるのかというご質問ですが、本市の雨水幹線事業につきましては、国の交付金を受け、事業を実施するには面的な事業認可を受ける必要があります。今年度を実施した認可変更におきましては、次期社会資本整備計画の5カ年、平成28年度から32年度までの実施可能な範囲として、JR琵琶湖線までの上流域56.1ヘクタールを追加変更したところでございます。

また、JR西日本とは認可変更業務の中で合計3回にわたり鉄道敷きの横断部分に係る協議を行い、ようやく行畑地先の笠作踏切付近に新設水路の設置について理解が得られたところでございます。

市長からも平成28年度予算に係る提案説明でもありましたように、祇王井川につきましては一級河川であり、未改修のまま開発が進められ、現在に至っているものであります。時間雨量が30ミリを超えますと滋賀銀行の前の交差点が冠水し、加えまして、近年の異常気象により時間雨量が50ミリを超す事象も見受けられるようになりました。このことから、滋賀県に対しまして、祇王井川の抜本的な改修について協議を重ねており、短期的な改修から着手をしていただき、今後は中長期的な視点に立って、その改修方法についても協議を行っているところでございます。

また、本市といたしましても先ほども申し上げましたとおり、雨水幹線整備を継続して実施しており、市三宅や四ツ家地先の治水対策に安全度が高まり、最終的には駅前の流れる祇王井川への流入負荷も軽減されることとなります。

以上のことから、今後も本市と滋賀県が共に協力し、中長期的な対応が求められる事業と、短期的にいわゆる一定のスピード感が求められる事業とに整理をした上での確な対応をしてまいりたいと、このように考えているところです。

次に、2点目の仮称野洲川北流公園整備事業についてのご質問にお答えします。

現在、野洲川北流側帯につきましては、平成元年度に一部が整備され、主に災害時のヘリポートや土のう用に使用する築山として利用をされております。整備後30年近くが経過し、施設の劣化が目立つことに加え、河川公園の一部機能移転を目指して今回当該の野洲川北流側帯と隣接する県有地を一体的に都市公園として整備しようとするものでございます。

事業内容につきましては、河川管理者により防災ステーション事業としての防災避難所

の基盤整備がされる予定であり、災害時には避難場所として、平常時は運動公園としての利用を考えているところでございます。

主な施設整備としては、野球場2面、多目的広場、いわゆる防災広場、緑地整備等を予定しており、整備面積は全体として約14.9ヘクタールを計画しております。

また、河川管理者によります野洲川の水辺の空間づくりの計画がありまして、市として、これと合わせた芝生広場などの整備を考えていきたいと考えております。

野球場整備につきましては、YASUほほえみクラブに確認しましたところ、野球の公式戦試合が4月から11月にかけて土・日非常に多く申し込まれております。そういったことから、今回一般利用者が利用しづらい状況にあるというふうに聞き取っておりますので、側帯の方に野球場2面というような計画をしたところでございます。

次に、整備スケジュールといたしましては、補助対象事業として平成29年度に詳細設計、平成30年度に造成工事、平成31年度から33年にかけて運動施設工事を実施してまいりたいと、平成34年の供用開始を目指して事業化をするものであります。全体事業費といたしましては、概算で約6億3,000万を予定しております。あくまで概算です。今後、基本設計をする中で精査をしてまいりたい、このように考えております。

最後に、市民の方々の意見につきましては、河川公園の機能を一部移転させることから、今後、現在の河川公園の利用や運動施設の見直しと合わせて、広く市民の方々のご意見をお聞きしていきたいというふうに考えております。

なお、今回のこの基本設計の予算の概算につきましては、総合公園の基本設計に係る作業項目や、標準作業量が一般社団法人のコンサルタント協会で定めておられるもので、その基準面積に照らし合わせて積算したものであります。

また、市内業者なのかどうかについては、適切な時期に企業の技術力に応じて契約審査会で判断されるものと考えております。

また、駐車場台数についても、今後基本設計等の中で明らかにしていきたいと、このように考えているところです。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 28年度の予算に対しては、ちょっとこれでは見えないですけども、オムロンさんの……。28年度分についてはこの、ここで間違いはないですね。角の曲がって。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前9時57分 休憩）

（午前9時58分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員、続けて下さい。

○9番（東郷正明君） 28年度についてはこの曲がっているこの部分で間違いないですね。

それと、川の広い部分は、もう一つはJRをくぐっているところの部分。ここを指します。この線のことです。ここに対してはこれから中長期的な、先ほどの答弁で何かまだ協議も必要というような感じだったんですけども、ここは浸水対策もちろん急がなあかんし、それと病院の開院の時期とも重なってきますので、またこのこの対策については開院時期に間に合うようにまた対策をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ目の野洲川北流公園整備事業については、防災避難設備も兼ねた公園で、野球場が2面ですか、これは野球運動公園もありますけど、サッカーとかはできないのかどうかもまたお聞きします。

それと、市内業者でされるのかどうか、これは適切な業者ができる、業者の施行能力もありますけども、それはできるだけ市内の業者で工事をしていただきますよう、よろしくお願ひします。

○議長（市木一郎君） 質問とあれと両方あったんやけども、都市建設部長、理解して答弁よろしく。

○都市建設部長（和田勝行君） 場所については、東郷議員言われる28年度の箇所、そして幅が広い場所というのは言われているところです。

病院が開設までにその雨水対策はできるのかというようなご質問があったと思うんですけども、これについてはいわゆる雨水対策というもの、あるいは排水対策というものはそう一気に進むものではございません。答弁でも申し上げましたように、やはり県と市の役割分担、その辺を今南部土木なり詰めているところです。この前も2月の12日に南部土木の課長来ていただきまして、協議をさせていただきました。今短期はやっていただいています。ただ、中期、長期の計画がまだ具体的に示されてきておりませんので、かなり詰め寄った話をさせていただきました。南部の方も本課、いわゆる流域政策局の方へ持って帰るといふことで、今は本腰を入れて協議をさせていただいているところですので、先ほ

ども申し上げましたように、県の役割分担、市の役割分担、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えているところです。

それと、側帯の公園ですが、野球場2面、サッカーは今の河川公園の中でも平面利用という位置づけでできるのではないかなど、このように考えます。

それと市内業者ということで、多分こういう総合計画をつくる場合は、総合コンサルタントになるのかなというふうには思いますけども、この辺はしっかりと契約審査会等で定めを決めていただきたいなというふうに思っていますので、そういった形でご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） JRのくぐる部分については、県と協議、役割分担があって、それでもやっぱり緊急な課題やと思いますので、協議の方をしっかりと今後もよろしく求めていきたいと思います。

それと、公園については、さっき言われましたように、できるだけ地元の業者も仕事に関われるように、またよろしく願いをしておきます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員、今のは質問ですか。答弁を求めますか。

○9番（東郷正明君） いいです。

○議長（市木一郎君） 続いて、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

議第2号平成28年度野洲市一般会計予算について質問をいたします。

まず、この議案質疑に入る前に一言申しておきます。

2月28日夜に市が公衆トイレにおいて落書きを発見し、29日に確認し、記者発表された件ですが、落書きというのは誰が書いたかわからないため、見つければ消去するのが基本です。事件化して、どんな目的で書いたかを調査するなど必要はありません。記者発表されても、京都新聞に記事としては載っておりませんでした。事件として扱えない落書きだからではないでしょうか。差別的言質を含むということであるなら、これまでと同様に人権啓発において基本的人権についての教育を行うということではないかと考えます。今後、市として事件化せず、消去することを基本にされるように求めておきたいと思いません。

それでは、平成28年度予算の中で、新規事業についてお尋ねをいたします。

1点目、保育人材バンク事業についてどのようなことをされるのか、事業の内容をお聞

かせ下さい。

2つ目、野洲市くらし支え合い条例案の関連事業に170万円県の予算が出されていますが、どんな事業なのか、お聞かせ下さい。

3点目、高齢者支え合い拠点終活仕組みづくり事業に国40万円、一般会計40万円計上されていますが、どのような事業なのでしょう、お尋ねします。

4点目、妊産婦包括支援事業として妊産婦支援事業、産後ケア事業、産前産後サポート事業が国・県一般財源で648万円計上されています。この事業は、妊産婦の不安や負担を軽減できるとてもいい事業だと思います。デイケア、ショートステイを実施することになっています。委託先は野洲病院を予定されていますが、出産は他の医院でされます。母子手帳を発行される時に、この内容を知らせてあげれば、妊娠中も安心できると思います。赤ちゃんも一緒にデイサービスやショートステイが利用できます。何日ぐらい利用できるのでしょうか。また、費用はどのような状況になるのかお尋ねいたします。

5点目、人権センター管理運営費の中で、教育集会所とふれあい館等の解体工事費1,944万円計上されています。地域の皆さんからも同和行政から一般施策への移行も努めておられたので歓迎する次第であります。それぞれの面積とこの解体後の跡地はどのように活用されるのかお尋ねいたします。

6点目、発達支援センター管理費の中で、野洲地域総合センターを活用し、発達支援センター施設整備に向け、施設の改修、増築等を行うと法的根拠の基本調査及び実施設計業務委託という予算で1,613万円計上されています。増築する必要はなぜなのか、またどこを増築して、そしてレイアウトなどはどのようにされるのか、お尋ねいたします。

7点目、発達支援センター、ふれあい教育センターが手狭になり、新たな施設の建設を求めておられたので、総合センターを活用することに際して異議はありませんが、総合センターで行われていた児童館が廃止され、利用していた子どもたちの居場所がなくなることになります。北比江にある児童館も老朽化のため廃止されますが、市民交流センターの会議室の2部屋を児童館の代用として活用することになっています。旧中主町の子どもたちの居場所は確保できますが、児童の遊びを指導する専門職員がいない状況になるのではないのでしょうか。近江八幡市でも総合センターが廃止されましたが、児童館はこどもセンターとして残されています。

県内では、近年不登校の子どもが児童館に来ているとか、子育てに悩む親と子どもが来ています。経験や知識を持っている児童厚生員が、楽しい遊びの場を提供して指導されて

います。野洲市においても、児童館というものを廃止するなら、近江八幡市のようにこどもセンターとして遊びを指導する指導員のもと、子どもの居場所づくりが必要でないかと考えます。これまでの児童館が果たしてきた役割と成果、そして今後の展望を明らかにされたいと思います。

8点目、部落解放人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会に20万8,000円の負担金が計上されています。また、教育委員会の人権問題啓発推進事業にも22万円の負担金が計上されています。甲賀市、湖南市では脱退をされています。野洲市では、28年度部落差別をはじめとするというこれまでの表現から、あらゆる差別という文言に変えられ、個人施策をなくすことが行われました。この南部地域実行委員会は、部落差別をはじめとするという位置づけで運動が行われています。野洲市の方向性を進めていくなれば退会すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

次に、議第24号野洲市事務分掌条例等の一部改正する等の条例について質問いたします。

この条例改正は、総合センターの廃止や児童館の廃止や使用料の改定などが主な条例改正です。

1条関係で、総務部の分掌事務において「同和対策及び」という文言の削除がされています。5条関係で、「部落差別をはじめとする」という文言が削除されています。削除するのなら、統一的に削除しなければならない条例があります。それは、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例、ここには、「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする」とあり、この条例に基づく要綱などもあります。野洲市人権教育研究大会運営補助金交付要綱には、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題として補助金要綱になっており、同和問題を特化しています。

また、28年度予算では個人施策がなくなっており、要らない要綱があるのではないのでしょうか。要綱は議会での議決案件ではないですが、全体的な見直しが必要と考えますが、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長からお願いします。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

では、私から順不同になりますけども、野並議員のご質問で、部落解放人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会からの脱退についてのご質問にお答えをいたします。

湖南市の状況は定かではありませんし、他市の動向にかかわらず、また私は何も継続に

固執しているわけではありませんけども、ご質問へのお答えといたしましては、部落差別、障がい者や高齢者、外国人などへのあらゆる差別をなくしていこうという野洲市の人権擁護と人権を伸長するという本市の方向性と、この活動は相違するところはないというふうに考えておりますので、脱退する必要はないというふうに思っております。

むしろ、脱会するよりは、その中でいい方向に持っていった方がいいんじゃないかというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） それでは、野並議員の1点目のご質問と私は7点目を回答させていただきます。

まず1点目でございます。保育人材バンクの事業内容についてということで質問でございます。

保育人材バンクの事業は、現在滋賀県でも委託されて、滋賀県保育協議会が行っております。今回市が行おうと考えております保育人材バンクにつきましては、基本的には県と同様でございますけれども、より求人の情報、また求職の情報をまず登録をいただきまして、必要としております公立の保育園等、また民間の保育所、それらの必要とします詳細な必要としております時間、そういったものにマッチングするような形できめ細やかな対応をして、就業につなげていきたいと、このように思っております。そういったことが待機児童の解消に寄与できると、このように考えているものでございます。

また、やる方法につきましては、本市が今行っております野洲ワーク、ハローワークと連携をいたしております。その専門的なノウハウを活用いたしまして、よりマッチングする効率的な人材バンク事業ということを進めていきたいと、このように考えているものでございます。

次に、7点目のご質問でございます。児童館の廃止に伴うものでございますが、これまでの児童館が果たしてきました役割と成果と今後の展望についてということでご質問でございます。

まず、野洲市の児童館につきましては、これまで同和対策事業の一環としまして整備をいたしまして、事業運営を行ってまいりました。したがって、役割につきましては隣保館事業の一端を担ってきたということでございます。

また、成果につきましては、児童館の利用者に対しまして、差別に気づき、人権を大切

にする心を育むこと、また遊びや運動を通して仲間づくりや交流が図れたことが成果と考えております。

また、今後の展望でございますが、今後につきましては、同和対策事業が第2期の同和対策基本計画の終了と同時に一般施策に移行するというところでございます。

今後につきましては、人権センターのまた活用によりまして、一般使用という形で施設を利用することができるということで進めていくということでございます。

また、そういったことと児童厚生施設としてやってきた部分もございますので、より丁寧な取り組みというものには努めていきたいと、このように思いますし、こういったことから児童館が閉館となりましても、利用していただいた子どもたちの居場所というものについては山本議員のときにも出ましたけれども、地域、あるいは自治会館、また公園、さまざまなそういった施設も利用していただきながら対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 続いて市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 市民部長の上田でございます。私の方からは、2点目と3点目も私の方になります。市民生活相談として行っている事業でございます。

まず、野洲市くらし支え合い条例関連の事業についてでございますが、従前から説明をさせていただいていますように、野洲市くらし支え合い条例を現在策定作業中でございます。

この条例は、売り手よし、これは事業者、買い手よし、消費者。世間よし、これは地域のことでございます。という近江商人の精神であります三方よしの伝統を継承しまして、事業者と消費者が共に満足し、成長することで地域社会の健全な発展を目指すことを基本方針といたしまして、三方よし経営の促進や訪問販売に対する条例の取り組みを規定しようとしているものでございます。

この事業につきましては、事業者と消費者に対しまして、条例の周知や啓発のためのセミナーの開催、あるいは条例のパンフレットの作成、また訪問販売に対する取り組みの一環としましては、訪問販売お断りステッカーなどを作成し、配布しようとする事業でございます。

次に、高齢者支え合い終活仕組みづくりにつきましては、まず、終活という言葉なんですけれども、これは人生の終わりをよりよいものにするために、事前に準備を行うことと

して一般的に言われ始めたこととございます。

この高齢者の支え合い拠点終活仕組み事業につきましては、高齢化している地域の課題に対応するため、高齢者の皆さんたちが安心して地域で生活し、最期を迎えられる地域づくりを推進し、各地域でも活用できるような仕組みを検討することを目的としています。具体的には、地域において互助による見守りを行って下さっているNPO法人なりが主体となって自治会館を相談拠点として、法律家はその拠点に出向いて相談対応、あるいは遺言なり成年後見などの法律的知識を助言したり、セミナーを開催したりするということとございまして、これによって高齢者の見守り、あるいは看取り、あるいは死後の事務委任手続までをワンストップで受けとめるサービスをつくっていかうというようなこととございます。

実際には、今申しましたNPO法人へ補助金を支出するという形で事務を執行するものとございます。国の2分の1補助事業とございます。

以上とございます。

○議長（市木一郎君） 続いて健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、私の方から4点目と6点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、妊産婦包括支援事業についてお答えをいたします。

本市の妊産婦包括支援事業は、これまで実施しております母子健康手帳交付時の保健師、助産師による面談や、マタニティーサロン、妊婦教室、育児相談等の充実強化と合わせて、新たに産後ケア事業を追加し、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援の充実を目指すもので、昨年9月の全員協議会で野洲市妊産婦包括支援事業として説明をさせていただいたところでございます。

ご質問のデイケアやショートステイは、この支援事業の一環として新たに産後ケア事業として、地域医療あり方検討会母子保健部会で協議し、実績のある野洲病院に当面の間委託し、保健指導等が一定期間受けられるよう取り組むものです。

当事業の周知は、母子健康手帳交付時の面談や、マタニティーサロン出産準備教室等で行い、県内産科医療機関及び助産院へも事業開始の案内を送付してまいります。

なお、この事業の対象は、育児不安や産後の心身の不調等があり、かつ家族等から十分な支援が受けられない産婦とその子として、年間約10組の利用を想定しております。

また、利用期間についてですが、自宅で主体的に育児ができることを目指して、原則7

日以内の利用としております。

次に、費用は、子育て支援の観点から実費額の2割負担相当を自己負担額として設定しています。具体的には、ショートステイで1泊6,000円、またデイケアで1回3,000円の自己負担を考えております。なお、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、免除の方向で設定をしております。

続きまして、6点目の発達支援センターの施設整備についてお答えをいたします。

現施設は、耐震化及び老朽化対策が必要であり、また相談者の急激な増加に伴って相談事業が多様化し、機能の拡充等により施設整備が必要となったことから、平成25年1月から検討を始め、平成26年3月、野洲市発達支援センター構想を学識経験者や市民等による外部委員会を設置して策定し、議会に報告をしたところでございます。そして、この構想を具現化するため、平成27年度に庁内で検討委員会を設置し、新野洲市発達支援センター整備基本計画を策定し、平成27年3月の全員協議会に配付し、経過を報告したところでございます。

この計画の中で、早期療養通園事業ニコニコ教室、障がい児相談事業言葉の教室、適応指導教室等の必要な部屋等を整理いたしまして、部屋数といたしましては39室、必要な面積は1,256平米としております。

このことから、児童館を除いた既存の野洲地域総合センターが約1,400平米でございますので、整備しよういたします新発達支援センターが約1,300平米必要なこと、人権センター及び玄関、ロビー、通路等で約400平米を見込み、合計で1,700平米が必要と見込まれることから、約300平米の増築を現段階では考えていますが、設計の中での調整になると考えております。

増築場所につきましては、正面玄関向かって左横のスロープ部分、または施設北西の野洲中央線側の駐車場で検討するよう考えています。具体的な増築場所やレイアウトについては、基本設計を含めまして実施設計として委託し、関係法令等調査し、進める予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 続いて総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、5点目のご質問にお答えいたします。

それぞれの施設の延べ床面積は、教育集会所が170平方メートル、ふれあい館は108平方メートル、そして地域総合センター裏の倉庫が108平方メートルでございます。

解体後の跡地は、さら地にした後、周辺公共施設の駐車場に活用する予定でございます。

続きまして、議第24号野洲市事務分掌条例等の一部を改正する条例等の条例に関しまし
すご質問にお答えいたします。

今回提案しておりますのは、同和対策事業の一般施策化に伴います施設に関わる条例の
改正、廃止を行うための一連の見直しでございます。

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例は、多くの市民、団体との話し合いを経て練
り上げられた条例であります。

改正にあたりましては、協議を行うという過程を踏まえないと見直しができない状況で
あると判断してございます。条例以外の規則、要綱等、市長の権限に属します例規の見直
しにつきましては、所属で手続を進めてもらうように指示をしております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩をいたします。再開を午前10時45分とします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 先ほど野並議員の発達支援センター施設整備につきまし
ての答弁の中で、年度を一部間違えましたので、訂正をいたします。

新発達支援センターの整備基本計画の検討委員会の設置年度でございますが、27年度
と申し上げましたが、26年度の間違いでございました。26年度の検討委員会の設置と
いうことで訂正をいたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） まず1つ目、先ほど妊産婦包括支援事業のデイケアとショートス
テイということで、1回3,000円でショートステイが6,000円ということをお聞
きたんですけども、私、これ2割分だというふうに思ったんですけど、違うようなん
ですが、この2割やなと思ったんです。だから、1回3,000円だったら、ああ600円
かなと。6,000円やったら1,200円で済むんかなというふうに理解をしたら、何
かそうじゃないみたいなので、もう一遍お尋ねいたします。

それと、そうすると、ショートステイは最大7日以内と言っておられますので、相当の

お金が要るなというふうに思います。年間10組ということですから、里に帰れない人とか、自宅で本当にサポートする人がないとか、そういう状況の人が利用される。生活保護世帯とか、低所得の方は免除というふうな形になってはいますが、かなり利用しようと思うと、またこれ、費用的な部分でのネックになるなというふうな思いがするんですけども、現在も野洲病院ではされているということを以前お聞きしたんですけども、どのぐらいの方が利用されているのかというのをお尋ねします。もう少し対策が必要ではないかというふうに思いますので、その点もお尋ねをいたします。

それと、児童館のことなんですが、山本議員への答弁でもいろいろおっしゃっていたんですけども、あそこは隣保館という形で出発していることは知っておりますけども、児童館というのは、児童福祉法の第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とするということで、児童福祉施設であると厚生労働省のホームページに位置づけがされています。その中身としては、遊びを通じて集団的個別的指導、母親クラブの組織活動の育成助長、健康、体力の増進、放課後児童の育成指導、年長児童の育成指導、子育て家庭への相談等というふうな形になっております。

滋賀県の児童館連絡協議会の児童館の定義という形であるんですけども、この定義では、児童館とは子どもたちに楽しい遊びの場を提供し、よい環境の中で仲間づくりや社会性を養う場として、また子どもたちが健やかに育てられるために設けられた施設ということで、今県内には24の児童館が協議会に入っております。全県下では、児童館は今38館あります。大津で7館、草津で1つ、守山4つ、栗東9つ、湖南市1つ、甲賀市2つ、近江八幡市3つ、東近江1つ、彦根2つ、長浜2つ、高島2つ、米原1つ、多賀1つ、野洲2つというふうな形で存在をしているんですけども、やはり児童館というのは、児童厚生員の指導のもとに、遊びを通じて子どもの発達、成長、育成、指導という形でありますので、自治会館とか公園とか、そういうようなところではその児童厚生員はおりません。だから、これで代案ができていうふうに思われたら、児童館としてもこれまでの位置づけと果たしてきた役割が全く違ったものであるかと思います。

野洲において、先ほど山本議員の答弁にも学童保育に行ったらそれで対応できるみたいなことをおっしゃいましたが、学童保育は働いている親の子どもしか行けません。就労していない親の子どもは3分の2がそういう状況で、学童には入れません。入れるというふうに認識されていたら、それはちょっと、そこで何とかかなると思っておられたら、それは

違うと思いますよ。ですから、きちっとした児童館の政策としてこれまでされてきた、果たしてきた役割がありますし、最近では隣保館で地域の子どもたちだけじゃなくて、本当に広報にも掲載されて、広範囲に市民の方々が利用しようと思ったら利用できていた、そういう施設であります。ですから、これはちょっと対案、対策というのか、居場所をきちっと守っていくというふうな方策が私は必要やと思います、児童館の認識をちょっともう一遍お尋ねしたいと思います。

24号の部分で、先ほど野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例についてはいろんな人たちでつくった条例だから、何か改正ができないような、手続が要るとかいうふうなことでしたよね。そうしたら、この手続を踏んでいただくということをやらなければ、全体の施策の整合性が図れないと思いますので、そこはどのようなふうにご考えておられるのかお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員のご質問で、これは一括なので児童館含めて私からお答えします。

まず、児童館については、今までの役割を全部なくした場合、抜ける部分ができるというのは、これは庁内でも協議をしています。ただ、児童館は、野並さんはちょっと私、こう言ったら悪いけどずるいなと思うんですけども、隣保館も今おっしゃったように社会福祉施設ではあるけれども、実質は同和対策事業でやってきました。この補助金を使える、交付金を使えるということで。児童館も野洲の場合は和田と北比江にあったということからすると、そういう趣旨で使っています。現に、闘う子ども、私は賛成の意味で言っているんですよ。差別に負けない強い子をきちっと育ててもらおうという趣旨でやってきています。これは同和対策事業です、実際は。北比江のは耐震もできなくて、老朽化していた。有隣館の同じことです。私は、一貫してまずは同和行政はやめるけれども、人権施策とか子育て施策はやってきますということで進めています。現に、児童館の恩恵を受けている子はそれぞれの当該の近くにいる子プラス近隣の子であって、野洲市の施策として児童館施策は存在していません。ですから、今回はまずは同和行政という枠の中のものをやめよう。学童保育で全て救えると思っていませんけども、野洲の場合はまずは親が働いておられて、学校終わってから居どころのない子のためには完璧に学童保育をやっていきます。生活困窮者には減免とか低減を図っています。保護者が家におられたら、まずは地域、家庭、友人間という原則なので、まずそこで対応していただいたらいいと。児童館施策は別

途必要ですけど、一回リセットするというふうに思っているわけであって、決して暴論で切ろうとは思っていません。

高齢者の場合も全く一緒に、今サロンとかいろいろ取り組みをやっていただいています。きのうの判決を見ても、あの判決でいいのか、何か歓迎している方いますけど、実際は高齢者、認知症の方の責任はあるけれども、今回はないというだけのことであって、大きな問題を秘めています。

子どもの居どころも大きな問題ですけども、野洲の場合は学童をやってきている。そして学校にソーシャルワーカーを自ら入れてきている。そして学校もきちっとやってきている。その中で、抜けている部分はこれからきちっと措置をしよう。ただ、現時点で児童館をやめても大きなリスクは存在しないだろう。学童を今待機ないわけですから。ということでやっているの、まずは今後の課題としては改めてニーズを探って位置づけようということで考えているので、同和対策事業を先ほどの南部の取り組みまで細々と言っておきながら、その一環の中でなくなったら児童館をつつかれること自体が私は、今まで言わないで今回小出しに出してきたみたいで、ちょっと心外なんですけども。子どもの居場所についてはこれからきちっと考えよう。でも最悪にはなっていません。保育園も学童も学校の体制も。そして地域もさまざまな活動が起こっています。むしろ、私は保護者から聞いているのは、ボールが蹴ったり投げられる場所がないと言われているので、野洲の場合は本当にまともな公園がないわけですね。ですから、野洲の側帯もそうですし、河川公園ももう少し伸び伸びということで、今回大きな措置をしています。

先ほど、関連しますけど、やはり基盤整備というのは、もう少し長期的にやらないとだめであって、児童館も今言ったような位置づけの中で考えようと思っていますので、今カリカリとたちまち同和対策事業を整理せよと細かいことまで言いながら、その中の一部分のことで、実態も見ないご質問については、私はどういいますか、若干心外かなというふうに思っております。

あと、制度ですけども、これも今回は同和対策事業という観点から一般施策に移すというよりは、一般施策をやっているの、解消したんであって、後の問題についてはこれから市民と議論しながらまちづくりの制度を検討していきましょうということで、当然いろんな制度には市民参画でやってきていますから、いきなり施策の対応の中で大きな枠組みまで変えてしまうというのは余りにも乱暴だということで今回の対応になっています。

何か大きな観点でやらんといかんの、シラミ潰しで何かつついておられること自体が

私は市の今後の大きな展望にプラスにならないと思っておりますので、これで十分お答えできたと思います。

あと、産婦の産後のケアについては、担当部長からお答えいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、野並議員の再質問の妊産婦包括支援事業につきましてお答えをいたします。

2割の部分のお話でございますけども、ショートステイの方は委託料3万円の経費の2割ということで6,000円を設定しております。また、デイケアの方は、1万5,000円の2割ということで3,000円の自己負担ということで設定をしております。

それと、野洲病院の利用の状況でございますけれども、平成25年1月から始めておられまして、27年の6月までの期間で10件というふうに聞いてございます。

それから、もう少し対策をとということでございましたが、子育て支援の観点から2割ということで適切な金額設定というふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 市長が一括して答弁をいただきましたが、今後ニーズを見て施策として考えていくということですので、子どもの居場所づくりというのはこれは必要だからどこの自治体もきちっと児童館としてとか、また、近江八幡のようにそこは少年センターみたいな形で、子どもセンターという形で残しておられるという、だから、子どもの居場所づくりはやはりきちっとしなければ、私は今後の大きな問題やというふうにも思いますので、同和行政そのものは終結をしていくということで、それは一区切りとしていいと思いますけども、だからといって野洲は児童館をなくしていくというふうなそういう方向にはならないようにしていただかないと、就学前の子ども、保育園に行っている子は保育園に行っていますから、いろんな相談やらされています。でも、3歳から幼稚園ですけど、3歳未満の子どもとか、幼稚園から帰ってきた後の時間とか、いろんな意味で今の制度の中の施策の中で遊びを保障してやるということが確立ができない状況もあります。地域、家庭、友人関係と言われましたが、それだけできない親もおられます。ですから、やはり児童厚生員がサポートをしていってやらなければならない、そういう状況でもあろうかと思っておりますので、ぜひともこれは検討をしていただきたいというふうに思います。

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例に関して、市長が言われたように、一遍に全部というふうな今回ではないので、これもやはり検討課題として進めていただかなければ、市の中の条例関係の中で整合性が生まれえないような状況も起こってくると思いますので、一方では個人施策をなくすということで、あらゆる差別という形で今進んでおられますので、私もそういうあらゆる差別という形で進むべき方向だというふうに思います。同和とか部落というのを特化するようなそういう文言のある条例というのはなくしていくべきだというふうに思いますので、申し添えておきます。

以上、終わります。

○議長（市木一郎君） 野並議員、今のは質問ではないですね。

次に、第17番、河野司議員。

○17番（河野 司君） 第17番、河野でございます。

議案の質疑ということで、議第23号でございますが、野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例、このことについて確認の意味で基本的なことを質疑させていただきたいと思います。

まず、この第1条、基金条例の第1条でございますけれども、野洲市小篠原2203番1他における仮称野洲市民病院の整備及び市による円滑な運営に必要な資金を積み立てるため、野洲市立病院の整備及び運営に関する基金を設置すると。また、この条例は28年4月1日から施行するというふうになっております。

これ、逆に読みますと、この2203番1他におけるということで、これ以外の場所ではこの基金条例等々は設置しないというふうに読むわけでございますけれども、その理由ですね、その他では整備を進めないのか、このようなこともちょっとお聞きをしておきたいと思います。

この件ですけれども、基本構想から始まりまして、大変長期間にわたっております。基本構想から始まって、基本計画、そして今一般会計にも出されておりますように基本設計の予算、そしてこの条例ですけれども、この条例を出される前、また基本設計の前にも必ずこれ南口のこの土地なんですけれども、そこに建設をするという強い意思が見えるわけなんですけれども、基本設計の前にはやはりあそこの面積、約5,000平米とその西の4,000平米でございますが、そこを概略の図面を見ますと、5階建ての延床1万4,000余りの建物、そして、その西には駐車場ということで4階建ての建物を建てるというふうなことでございますが、当然もう終えられたと思いますけれども、建築基準法等々

にもございますように、物を建てる建設の場合は、当然近隣の一定の同意を求めなさいと、このようにうたわれているわけですが、そこで、近隣と申しますと、当然 J R、駅前ですのでね。J R。そして駐車場の予定の横には近江富士 J A ですね、そして、南の方には民間銀行ございます。そしてまた、一段の営業をされておる商工会の支部の皆様も何軒かございますし、また、北側にはマンション、15階建てですか、そしてまた、南側にはマンション、これも6階建てぐらいのマンションございますが、その方たちが一定の近隣の皆さん、そして、一番核になるのはその自治会ですね、この駅前地域の総括されている自治会の同意ですか、こういうものをやはり求めなければならないというのも、当然この問題、早くからの計画でございましたので、一定の説明もされていると思いますが、その辺のところはもう少し私たちにも報告がまだされてない。駅前自治会さんの自治会長さんはどうおっしゃっているのか、また商工会支部の皆さん方はどうおっしゃっているのか、J Aの代表はどうおっしゃっているのか、J R、あとマンションの住民、全てそうですけれども、この方たちにどのような説明をされて同意をいただいておりますのか、この辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 河野議員の野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例のご質問。これ議案質問で、何か今お聞きしたら一般質問みたいに受け取れたんですけども、議案質疑とは思えない。お答えをいたします。

基金条例を主にしたご質問なわけですね。何か後の方は同意が得られているとか、これは一般質問であるし、会派に属しておられるから代表質問も控えていますけども、最大限お答えをいたします。

まず、基金条例に場所が書いてあるのは、これまでも今自ら触れていただいたようにあり方検討とか、可能性検討、そして基本方針、基本計画、基本構想という中で、もう場所は前提にされていますし、今回は設計予算、基本設計予算を出そうと思っていますから、設計しようと思ったら場所が特定してないため、場所の決定が前提です。あわせて出す条例には、当然場所が決定されて具体的に書くというのがこれはもう当然のことです。ですから入っているわけです。

ご説明いただきましたけど、もう一回これまでの経緯申し上げますと、平成24年の7月、新病院整備可能性検討委員会によって検討されまして、同事業の根幹的な基本的な事項と

して、この場所が位置づけられています。

これは、かたい意思とおっしゃるんですけども、かたい意思じゃなしに、客観的に見て、病院の可能性を確保しようと思ったらこの場所ですということから出てきています。詳細は避けますけども、さまざまな利点がある。もちろん、物事というのは100点満点はありませんから、課題はあるかもしれませんが、野洲市で今病院を整備しようとするんだったら、この場所がふさわしいという経緯の中で決められてきているものであります。

次に、同意とおっしゃっているんですけども、これも触れていただいたように、野洲駅南口駅前周辺の整備構想の中で検討されています。

この検討委員会、平成24年7月からこれ並行して、病院と並行して動いていますから、平成24年7月から検討委員会を約1年やっています。これには、野洲商工会、野洲工業会、野洲市自治連合会、JA近江富士、JR西日本、国、県、そしてバス事業者、そして大学の学識経験者等のかなりの方々に入っていて、ここに病院が位置づけられるということで議論をしてきていただいています。そして検討結果をいただいています。

ですから、今挙げられた方々が参画してこの場所をこういう形で整備しようと、その中に病院も位置づけられるということになっています。

また、平成26年11月には、市民懇談会を、これは南口周辺整備構想の市民懇談会を開催して、市民と意見交換をしていますし、それを踏まえて27年の3月に周辺整備構想が策定されています。この中に病院が位置づけられています。

ですから、こんなように合意形成を含めながらやってきたと思っていますし、あとワークショップも行っております。ワークショップの中にも駅前自治会の方々も参加されて、あえて自治会の提案を公表したいとおっしゃったので、そういう時間もとらせていただいて、その発表も受けて皆さん方はワークショップをしていただいております。ですから、これまでこういった合意形成を図っております。

これから具体的にかかるにあたっては、当然通常の工事にかかるような説明とか、了解とか、これはこれからの話でして、まだ設計予算もついていない段階にそれ以上のことはできません。

それと、駅前は従来から申し上げているように平成17年以降、土地利用の形態が変わっています。建蔽率とか容積率とか、あえて変えています。このときの意思、これは私が就任する前ですけども、若干この手続は不明確なんですけども、高度利用しようという意思決定がされているわけですね。そのときに、駅前自治会がどうおっしゃったのか私知ら

ないんですけども、すごく上がっているわけです、建蔽率、容積率が。だからマンションが建ったわけですよ。だから、今さらながらの話だと思います。

それと商工会、河野さん商工会に入っておられて、よくご存知のように、駅前には商業というのはないという前提で何回も説明してきました。ですから、新幹線の国8側に大規模小売店が立地しているわけです。そしてその向かい側の、道路を挟んだ国8側の駐車場は、これは将来的に野洲市商工会が大規模小売店舗と相乗効果を狙って店舗展開をしたいとおっしゃっているので、あの土地が確保されているわけですよ。約束が果たされていないわけです。これは信義にもとるわけです。

だから、なぜあそこの大規模小売店の国8側のあの2車線、歩道つきの道を多額な経費で単費で旧野洲町がつくったかといったら、向かい側は商工会が使われるという前提です。本来でしたら開発でつくるべき道路を町が負担している。これも今野洲市財政が厳しい理由の一つですよ。

(発言する者あり)

○市長(山仲善彰君) 私、市長になってから一応7年余りたっていますから、過去のこと、昭和の40年代ぐらいから全て調べています。今河野さん、私よりこの議会では大先輩です。河野さんから、今さらこんなご質問が出るというのは、あつけにとられているんですけども、とりあえず一般質問に近い議案質疑についてお答えはこれですいていると思えますので、以上お答えといたします。

○議長(市木一郎君) 河野議員。

○17番(河野 司君) 市長の方から過去の経緯等々説明をいただきました。一般質問に近いというご指摘でございますけれども、これはやはり条例制定、23号というれっきとした基金条例という提案でございます。これは、やはり私も言っていますように、野洲市民病院の整備及びですよ、整備ですよ。当然建てていこうという強い意思があるわけですからね。この中で、私、今の現況のことを言っている。過去の話はしませんが、現況の話、今、あり方検討委員会とか駅前の皆さんが寄って委員会の中で合意形成ができていたという話を聞かせていただきました。当然それは私もわかっておりますが、しかし、やっぱり公共事業といえどもやはり物を大きいのを建てるんですね。やはり、当然近隣の皆さんの大まかの同意というものを必要とするわけですよ。これ、何やらの会がそういうふうに方向性出したからというんじゃないしに、やはり総論賛成であり、各論反対の方もいると思うんです。誰がしようが、どこでしようがですよ。そうなれば、大まかのやっぱり合意

形成で進んでいくということはわかりますけれども、やはり、そのやり方によっては長い将来禍根を残すというか、そういうことがあってはならんという思いで、やっぱり可能な限りの合意形成を図っていただきたいという思いで私も質疑をさせていただいているわけで、どの辺まで市長の今の考え、あそこに整備をする、5階建てと4階建てのそれを整備するということを示されて、了解をいただいているのですか。それで合意形成いただいているのですか。ちょっとその辺だけ確認をしたいと思います。概略図面皆さんに見ていただいたんですか。当然住民の方も、マンションの住民の方もおられます。大変数が多いので、一つの代表者の方の意見でもいいんですけど、やっぱりそういうところの部分も一定の合意といいますか同意といいますか、そういうものがあってしかるべきなんです。だから、その辺をはっきりしていただきたいという思いで私は質問している。将来にやはり禍根を残したくないという思いでこの条例の制定の診断を聞いているわけですね。この条例の設定の。

ですから、今私が言いたいのは、とにかく近隣の方、また関係団体の皆様方の一定の合意があるかないかということだけでいいです。それはぜひ市長、答弁それでいただいたらもう結構です。一般質問になりますので、それ以上言うと。どちらかです。もういただいているのか、いただいていないのか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、まず政策段階で今回予算を出すわけであって、さっき私が言いましたように、具体的に事業にかかる場合は制度に基づいて、例えば建築物を建てるのであれば、建築基準法に基づいて近隣の合意は得ます。でも、それまでの今段階なわけですから、当然その手続ができません。手続というのは、制度に基づく、建築確認の段階まで言えば、当然建築基準法に基づいて手続を行います。でも、それまでは政策決定段階ですから、さっきるる申し上げたように、平成24年段階から病院の検討、あるいは駅前南口の構想にもう完全にこれだけオープンにやっている手続は私はないと思うんですよ。昨年の夏でも病院の設計予算が否決された後、文化小劇場で約350人も来ていただいて議論しました。そして、いろんな図面とかそしてから模型までつくって、大体イメージは知っていただいています。先ほど申し上げた南口の構想でも、模型も示してワークショップをしていただいています。そして、駅前自治会は、これもさっきの繰り返しですけども、自らのいろんな案、パースまで持ってきて発表されています。ここまでやっているわけですから、これ以上の合意というのは、私は次の段階に進まん限りないと思うんです

けども。

ちょっと反問します。

○17番（河野 司君） 質疑だ。質疑に反問あるのか。

○市長（山仲善彰君） 私言っていましたように、河野さんは合意とおっしゃっているんですけど、誰からどういう内容で、どういう制度に基づく合意をおっしゃっているのか。

それと、私は参加していませんけど、先月上旬に野洲駅前自治会と議会とで話し合いをされました。そのときに、どういう議論がなって、今そんな合意が得るという話が出てきたのかどうか、概要で結構ですから、先月上旬の駅前自治会と議会との懇談会で今の議案質疑に関わる部分についての結果をご紹介いただければありがたい。これをまず反問いたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

河野議員。

○17番（河野 司君） 今、反問というか、聞いているだけで、何も反問には私はそぐわないと思うわけですけども、あえて答弁するならば、駅前の懇談会がどうだと、そんなこと私は一切、もうあのときは私は一切発言もしていません。とにかく、議員の方も4名ほど簡単に話をされましたし、駅前の自治会の方も5、6人が意見をおっしゃったという、ただそれだけの話で、別にそれがこの質疑にどうのこうの云々という関連はございません。私が一議員として聞いているのであって、この議案に対して素直に整備をされるという、4月1日からこれで施行するとおっしゃっているのも、それならそれで、やっぱり今の合意形成もおっしゃいましたけれども、問いかける物事をするには、基本設計、もうそこまで行ったら当然もうほとんど周辺の皆さんには説明もして、合意をいただいている。だから基本設計に行けるという私はそう理解していますけれども、まだ早いとおっしゃる。そうではないと思うんですよ。基本設計ですから、高額のお金を5%、建築費の5%のお金を払って設計させるんです。これはもう取り返しつかん話ですよ。だから、その事前に周辺の皆さんの一定の合意を、100%とは言いませんよ。一定の合意を得られているかという、周辺の方は当然自治会あり、おられますね、住んで生活されている方、事業をされている方、当然その方らの一定の合意を持って基本設計に入るという、こういう

段取りだと思うんですが、その辺を、私はそれを聞いてないですよ。合意いただいているのかいただいていないのかという話なんですよ。2つに1つですよ。そうでしょう。だから、商工会の支部長もそうだし、自治会長もそうだし、やっぱりその団体のトップの方の理解、合意をいただいておりますのかどうかという、それを聞きたいんです、私は。何やら会というそういう相対的な合意じゃなしに、近隣にあるわけですよ。JRありJAあり、商売屋さんもごぞいますし、一般の方もごぞいます。マンションの住民もおられる。最低限その方たちには一定の説明を、どういうものが建つんだということは説明するのが当たり前だと思うんですがね。その辺ちょっと、2つに1つでいいと思うんです、別に。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時25分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（市木一郎君） 日程第3、議第2号から議第12号まで、議第21号から議第32号まで及び議第34号から議第41号まで、平成28年度野洲市一般会計予算他30件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第12号まで、議第21号から議第32号まで及び議第34号から議第41号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（市木一郎君） 日程第4、議第1号、議第13号から議第20号まで、議第33号、議第42号及び議第43号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例他11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号、議第13号から議第20号まで、議第33号、議第42号及び議第43号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号、議第13号から議第20号まで、議第33号、議第42号及び議第43号の各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第1号、議第13号から議第20号まで、議第33号、議第42号及び議第43号の各議案については、通告による討論はございません。よって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第1号専決処分につき承認を求めることについて、野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議第13号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号平成27年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号平成27年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議第20号平成27年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議第33号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市なかよし交流館）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議第43号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第43号は適任とすることに決しました。

（日程第5）

○議長（市木一郎君） 日程第5、今期定例会において受理した請願3件は、既に配付いたしました請願文書表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

（日程第6）

日程第6、議第44号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（山仲善彰君） 議第44号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行するものです。

どうぞよろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（市木一郎君） ただいま議題となっております議第44号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩します。再開を午後1時とします。

(午前11時39分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(午後1時00分 休憩)

(午後1時01分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第7)

○議長(市木一郎君) 日程第7、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、お手元の代表質問一覧表のとおりであります。

それでは、まず、日本共産党野洲市議会議員団第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) 日本共産党市議団を代表いたしまして、市長に質問をさせていただきます。

まず、国民の願い実現について、市民の暮らしと平和を守る自治体として市長の認識と見解をお聞きいたします。

まず第1点目に、昨年9月強行されました平和安全法制、いわゆる戦争法についてお聞きいたします。

戦争法廃止を求める国民の運動は、昨年9月の法案強行後も大きく広がっています。野党は共闘して戦争法を廃止してと呼びかける市民連合が各地で結成され、この国民の声にこたえて、2月19日、5野党が戦争法廃止の法案を共同提案しました。また、野党5党の合意内容は戦争法廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安倍政権打倒などが確認されました。これは、まさに国民多数の世論を反映したもので、国民の願いと考えます。平和安全法制、戦争法とこれに対する国民世論について、市長の見解をお聞きいたします。

○議長(市木一郎君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 日本共産党野洲市議団を代表しての野並議員の代表質問、まずは国民の願いについてのご質問にお答えをいたします。

ただいまご質問いただきました平和安全法制と、これに対する国民世論についての考え方ですけれども、国民の思いや考え、願いが十分反映された国会審議が進められて、よりよ

い議決が行われることを期待しております。

それと、あえてつけ足しますと、私、国政に市民が大いに興味を持っていただく、若い世代も含めて大事だと思っていますけども、まずはやはり地域がきちっと透明、公平、公正に進められているかどうか、これは野洲市においても先般出しました土地開発基金、私本当に、知ってこんなことでいいのかなど。市民無視、あるいは議会軽視で数千万、足せば億のお金が動いています。これが子育て支援とか高齢者とか生活困窮者に使える貴重な財源であります。起債とか交付金を受ければ、それも数倍の事業ができるお金が全くポケットマネーみたいなもので動いています。こういったこと、きちっとやはり地域で透明性を保って進められないとだめですし、病院は私は大いに議論していただいて、十分いろんなところからご検討いただいたら結構なんですけども、4年半、5年進めてきて、今年の3月と全く変わっていない状況が今日のご質問聞いていまして出てきています。まずやはり地域が健全で透明性を保ってやられれば、国政においても申し上げたように国民の思い、願いが反映された議決がされるんじゃないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今、国民の願い、今本当に今回のこの運動といいましょうか、自発的に参加をされておられます。世界の小澤と言われる小澤征爾さんもこのことを、共闘を歓迎されておられますし、本当に幅広く広がって行って、明治維新以後の市民革命が起こっているような状況ではないかというふうに思うんです。やはり、憲法施行70年、民主主義が私は根づいてきたというふうに思います。野洲の場合も、病院建設を求める署名があちこちでされているという、野洲の中においてもやはり民主主義が本当に根づいているなという、そういう思いをいたしております。

次に移ります。

2点目に、貧困と格差が広がっています。相次ぐ労働法制の改悪のもと、若者の非正規雇用が55%の状況で、結婚し、子どもを産み育てる状況ではない中、雇用のルールの確立が求められています。

また、大企業が空前の利益を上げ、内部留保が過去最高になる中、一方で国民の暮らしは消費税が8%になり、暮らしが脅かされています。必要なことは、税金は大もうけしている企業や大資産家に応分の負担をしていただき、消費税10%の増税は中止すべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 消費税10%引き上げに関するご質問にお答えをいたします。

今の予定では、平成29年4月から10%に引き上げられることになっていますが、消費税につきましては、従来からのご質問にもお答えしていますように、逆進性の問題とか特に生活弱者、困窮者への影響が大きいというふうには思っていますけども、一方では社会保障財源に充てる、特に生活困窮者はじめ、市民、国民のセーフティーネットのためにきちっと充てられるのであれば、私は増税はなされてもかえっていいのではないかなというふうに思っております。

要するに、透明性を保って事業目的が明確にされて、税に対して必要な方には給付がされるという、この合わせ政策がされれば増税というだけで大きな問題になるものではないというふうに考えています。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 2月29日付の商工新聞のインタビューで、亀井静香元金融大臣が、この消費税の問題については、こんな景気の悪いときに増税するばかりはない。ますます悪くなるに決まっている。消費も冷え込む。生産も落ち込む。全部だめになる。消費税は上げておいて、大企業の税金だけ下げる。300兆円以上の内部留保があるのに、どういふ話だと私は財務省に言ってやったといふインタビューに答えておられるんですけども、私このとおりだというふうに思うんです。取るべきところから税金はきちり取っていくということを基本に、今市長が言われたのは、きちっとそういう弱者の方に充てられるんやったらいいのではないかと。けど、10%にするよりか、10%をやめた方が弱者に対しては負担をかけなくて済みますので、まず、とりあえずはやはり増税を中止して、きちっといただくべきところから税金はいただくというのが私はこれは基本やというふうに思うんですけども、この亀井静香さんの発言をどういふふうに思われますか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと私、亀井静香さんというのはもちろんテレビでは見えますけども、知らないし、その今の新聞も読んでいませんで、ちょっと正確にわからないことに対してお答えはできません。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） また渡しますので、読んでおいて下さい。

次に、政府はTPP合意により国会批准を進めようとしています、関税撤廃は農業崩

壊の危機や住民の暮らしを守るための規制の緩和や撤廃が迫られていることから、国会で承認しないことが求められています。市長の見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） TPPに関してのご質問であります。これ今、国会で批准の手続が行われることになっています。まずは国会できちっとメリット、デメリット、あるいはリスク含めて慎重にご審議されて議決をされればというふうに思っています。

ただ、今TPPというのは大きな問題ですけども、私常々申し上げているんですけども、今の日本の社会構造というのはTPP以前に農業にしても中小企業にしても大きな課題があります。

先般もああいうところで挨拶して申し上げたんですけども、TPPというと何か試験問題みたいなんですけども、日ごろの実力をつける作業ができてない。入試問題のときだけ勉強したってだめでありまして、日ごろからの課題がきちっと共有化されて解決されれば、農業にしても中小企業対策にしてもされるんですけども、それがされない中でTPPという課題が降ってきているので、余計に落差が大きい。こういうふうな、だからTPPだけの問題というよりは、やはり日本のいろんな構造とかあるいは弱者対策含めてやっていくべきものだと考えますが、それがお答えです。

それと、さっき税の問題もおっしゃったんですけども、生活困窮者とか弱者対策しようと思ったら共通財源が必要でして、税をなくして社会保障をするというその野並さんの発想がよくわからない。だから、TPPも同じことでして、プラスとマイナス、リスクが存在する。それを一番いい形で解決するというのがまさに政策だというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） TPPの問題も、この亀井さん言うてはるんです。特に、TPPをやったら地方は住めない地域になってしまう。私の地元の広島県庄原市の人口は半分以下になるかもしれませんねと。三次もそうだ。仕事もなければ収入もなくなるわけだから、地方はますます疲弊するといっておっしゃっています。

そういう意味においては、やはり批准はすべきでないというふうに思いますので、これは承認すればいいと言われたので平行線やと思いますので、次に行きます。

次に、多くの国民が反対している原発の再稼働が行われ、高浜原発では高濃度の汚染水が漏れる事故も起こっており、原発から自然エネルギーへの転換が強く求められています。

滋賀県からも野洲市からも接近する福井県の高浜原発再稼働はすべきでないと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 高浜原発再稼働についてのご質問にお答えをいたします。

私は、従来から一貫してお話をしていますとおり、原発推進論者では全くありませんけども、その安全性が、あるいは安全性、あるいは判断基準により国の責任において適正かつ厳格に進められるべきものであるし、それを期待しております。

まず、持続可能な社会を前提にして、社会全体で電気の使用量をまず削減すると。何か最近このことが抜けていまして、持続可能性の中で電気エネルギーを削減すると。その前提で原発から可能な限り自然エネルギー、再生可能エネルギーへ転換していくべきものと考えますが、現在の社会経済の状態、この機能を今地球上で利用できるエネルギーは限られておりますから、原発にかわるエネルギーですぐに代替できるかといったら、今私たちの安全、安心も含めて支えてくれているエネルギーは賄えません。化石燃料を使えばCO₂がふえてくる。今の異常気象もそれが原因の一端だと言われております。そういったことから、さっき申し上げたように最大限安全対策を講じた上で既存の原子力の仕組みを一定の期限まで利用して行って、速やかに原子力に頼らない社会を構築していくべきものだと考えます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） いつも同じようなことをおっしゃるんですけども、以前にも私言いましたが、日本は自然エネルギーの宝庫だと言われて、地熱、風力、さまざまなバイオとかいろんな形でメガソーラーもですし、そういう意味では、自然エネルギーで替えていくことができるというのが環境省の中でも出されていっておりますから、ですから中小河川、大きなダムをつくらなくても中小河川で発電ができるとか、さまざまな今いろんなことが言われていまして、もう自然エネルギーだけでその小さなまちのエネルギーは自分のところで生産をして使うという、そういう地産地消でやっておられるところも出ております。電力自由化の部分が出しておりますので、これはどんどん加速していくんではないかというふうに思います。

この間、2月29日に高浜4号機が再稼働をして、3日後に緊急停止をしました。高濃度の汚染水が漏れていたのに、ボルトの緩みやいうて処理をし、再稼働を強行いたしましたので、原発が今またとまるという状況になっています。

この高島市のコメントがこのときに出されたんですけども、福井正明市長が、たび重なるトラブルは市民の信頼を損なうということコメントされて、関電に徹底的な原因究明を求められたのですが、市長はこういうことに対してはどのようなふうにお思いでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 高島市長のコメントに対してコメントするのはどうかなと思うんですけども、高島市長のコメントは当然だと思います。

ただ、原子力の安全神話、私、昔から安全神話あり得ないと言っていたんですけども、ある時期まで安全神話がありました。今もまだ安全神話が残っているから、完璧性を求めておられる。いろんな高度の社会メカニズムというのはフェールセーフの発想であって、最悪を避けるというのが前提です。ですから、絶対初動がミスがなければと。だからいじめも全くそうできて、いじめの兆候までなくそうと思ったら、学校をなくすか、極端に言えば人間関係を閉鎖してしまわない限りだめですね。それと一緒に、社会の仕組みというのは一定のリスクはあるけれども、それを最悪にさせないという形でないと運用ができません。

先ほど、地産地消でエネルギー賄えるとおっしゃいましたけども、太陽光発電の仕組みからおうちの建設資材から、何もかもがその地域で賄える仕組みはこれはあり得ません。そして、エネルギーは、私が言うまでもなく、エントロピーの法則で劣化していきますから、一度使ったエネルギーは次絶対劣化します。

これも前言いましたように、基本的に言えば、太陽自体は原子力エネルギーなわけです。自然の再生エネルギーというのは、自然じゃなくて太陽から来る原子力発電のエネルギーを使っているわけです、そもそも。太陽光を使ったらいいとおっしゃいますけども、これも今地球のエネルギーに無駄なものは一切なくて、地球上に降り注いでいるエネルギーは、荒地であったらその微生物が使う。海であればプランクトンとか、それを食べる魚が使っているわけで、そこにふたをして太陽光発電すれば、誰かがそのいわゆる割を食う。マイナスを生じます。そういう意味でいえば、今のこの高度文明社会を本当に維持できるかどうかを真剣に考えたときには、再生可能エネルギーだけで本当にいけるかどうか、真剣な検討が要るのではないかなというふうに思います。

ですから、当然原発の安全は最大守ってもらわなくて、福井市長の意見には賛同しますが、かといって、全て頭から一定のところまでをゼロにするということになれば、こ

これは社会の仕組みは私は成り立たないのではないかなというふうに思います。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 余り突っ込むと時間ありませんので、やり出したらいっぱいやりたいんですけども、もう一番最初で時間をとると、私本当に教育長の答弁まで行き着きませんので、とりあえずエネルギーに関しましてはもっと省エネのこともやっていかないとあかんというふうに思います。社会の生活そのもの、全体も使い放題のそういうなんでもなく、生活改善も行いながら、国民皆で考えていかなければならないことやというふうに思っております。

次に、地方創生についてに移ります。

アベノミクスの3本の矢は、大手企業には利益をもたらしたかもしれませんが、地域経済には反映しませんでした。それどころか、消費税が8%になり、さらに雇用がふえたのは非正規雇用であり、正規雇用は減りました。格差は拡大し、内需は低迷し、少子化が進む中、昨年9月に突然新3本の矢を打ち出し、1億総活躍社会と言葉だけが踊っています。地方創生が叫ばれていますが、これは道州制への再編の中での話であります。2014年の総選挙に向けた自民党の政策に、道州制の導入を進めるが、導入までの間は地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体の機能強化を図りますというふうに書いております。

地方自治体にKPIという目標値を掲げさせ、その数値をPDCAサイクルで評価し、それに基づく交付金分配制度をつくり、将来は地方交付税の算定根拠に使おうとしております。これらは、公共施設や小中学校の統廃合、あるいは民営化と一体となっており、行政サービスの低下などが懸念されます。このような懸念に対して、野洲市としてはどのように対応していくのかをお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の地方創生についてのご質問にお答えをいたします。

地方創生に関連した今国の一連の動き、特に今ご指摘のありました自治体の施策を評価した上で交付金等の算定をするという仕組みについては、私は大いに懸念を持っています。

地方創生は私は必要な施策だと思っておりますが、新たな展開以前に、これも以前から申し上げていますように、戦略をつくらないと交付金を渡さない。計画をつくらないと交付金を渡さない。これは、かつての地方自治法の2条に基本構想をつくらない限りは、それも国、県が認めた基本構想、そしてその具体的な基本計画をつくらない限りは、まちづ

くりを進めさせないという、これが中央集権の一つの大きなシンボルであったわけで、この第2条が廃止をされて、まちづくりは市民が主体になって代表制民主主義、議会、首長でつくるという制度になってきているのに、そして交付金についてもできるだけ自由度を高めようとしてきたのに、今回の一連の動きは、今申し上げたように計画をつくらないといけない、戦略をつくらないといけない。それを評価した上で交付金を渡すというふうになっています。

先ほどもご質問いただいた本年度の加速化の交付金、来年度実際使える交付金なんですけども、これも年度末もうぎりぎりに判断すると。それも2件で4,000万から8,000万、内容を聞いていますと皆さん同じ発想なので、最大値を皆さん出しているので、どうも財源が追いつかないようであって、私もここまで風呂敷広げてもらったら、要望があったら速やかに最大限出してもらいたいと思っているんですけども、一段の評価をした上で出さないといけないというのは、これは地方自治じゃなくなって、今臨界点を越えているんじゃないかというふうに懸念をしております。かといって、市でその制度をどうしようもないので、今回も8,000万ただけるというのであれば、これまでの野洲市民が願っておられたことでなかなか手がつかなかったこと、あるいはこれからやらないといけないことに全額振り向けようというやり方で予算をいただこうと思っていますし、今後どういう制度変更が出てくるかわかりませんが、やはり市民主体、そして野洲の都市経営という観点から皆さん方のご意見を交わしながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そのとおりやというふうに思います。

地方創生では、2060年に1億人程度の人口を確保することを中期展望としたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを示し、地方版総合戦略を2016年3月末までに策定することが求められました。

今回、野洲市人口ビジョンまち・ひと・しごと総合戦略検討会議が1、人口ビジョン、2、総合戦略、3、まちづくりビジョンの素案が出され、2月26日までに意見募集が行われました。この策定にあたり、昨年8月にアンケートが実施されました。回答率は3割程度ですが649人からの回答があり、16歳から18歳までの若者、20歳から39歳までの市民、転入、転出者の声など、なかなか興味深い内容となっています。

このアンケートをもとにした総合戦略で、31年までの5カ年の数値目標が出されてい

ます。かなり高い数値目標もあります。人的な確保がない限り、プランだけに終わる可能性があるのではないのでしょうか。

例えば、市内野菜使用割合を28.8%から40%にするとか、オクトーバフェスト来場を7倍の2万人にするとか、スクールソーシャルワーカーによる対応を倍にするとかあります。また、まちづくりビジョンでは、8号線バイパスの完成や湖南幹線の完成や、篠原駅周辺の都市基盤整備などの進捗がかなめになっており、事業計画と資金計画など、壮大なプランが必要です。

人口をふやすために作成されたビジョンですが、従来型の開発主義からの脱出が必要ではないかと考えます。

現在、市街地区域に編入された野洲行畑市三宅などのところの開発も足踏み状態ではないのでしょうか。

都市計画運用指針の市街化区域の基本的な考え方で、おおむね10年で既成市街地になることが見込まれるとあります。今回、363ヘクタールの編入の設定が出されていますが、10年で市街化になるとは考えられません。

また、市街化編入の可能性、実現性が高いとされる6地区の面積は192ヘクタールであり、そのうち利用新駅の構想と拠点づくりの面積が71.8ヘクタールとなっており、JRとの協議もできていない中、10年以内に新駅ができ、商業が張りつき、市街地が形成されるのかも疑問であります。

また、道路や上下水道などのインフラ整備の事業も明らかにされていないにもかかわらず、このような市街地拡大はコンパクトシティの考え方と相反するのではないのでしょうか、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは一問一答なんですけども、見解を求めると言われますと、結構答弁大変なんですけどね。本当は、これはこれ、これはこれでないと答えられないので、それと特に気になるのが、従来型の開発型とおっしゃったので、私は全くそれと逆だと思っていますので、だったら読まないで答えたいんですけども、これはちょっと長くなりますけども、しばらくお聞きをいただきたいと思います。

まず、市街地拡大とコンパクトシティの考え方について整理をしてお答えしますと、ご承知のとおり、国は人口減少社会を迎える中で、立地適正化計画などコンパクトシティを進めるという方針になっています。しかし、本市の場合は総合戦略でも示しましたと

おり、全国的にまれな人口増加地域にありながら、本市だけは人口は微増です。先般の国勢調査の速報値では62人減る形になっていますが、トレンドとしては維持、あるいは微増だと思うんですけども、それが近隣市みたいに大きくふえないのは、これは従来から申し上げているように住みたくても住んでいただく場所がない、あるいは住める場所にも余りにも極端な交通渋滞で住めなくなっているといえますか、若い世代が通勤とか通学を考えると住みにくくなっている。これがまさに今野洲市の置かれている状況です。この2つを解除すれば、いわゆる湖南4市のあとの3市のように人口はそれなりに伸びていくというふうに思っています。

ただ、人口増加については、これ今国の大きな問題ですけども、もう従来からわかっていたことなわけですよ。年齢構成わかる。なぜ今ここまで騒いでいるのか。

それと、特に気をつけておかないといけないのは、いわゆる団塊の世代の方の人口というのは物すごく多いです。それと、いわゆる団塊ジュニアの方。野洲市でいえば、通常500人が900人おられる世代です。ですから、その方たちが高齢化していかれたら、その大きな集団が人口が多いですから、当然次の世代が恒常的に人口が維持されていても、一見減っていくみたいに見える。そこはよほど気をつけておかないといけない。先の不幸な戦争があって、いわゆるベビーブーマーがいた。それを前提に人口構成をするのはすごく危険なんですけども、今そこが余りきちっと配慮されないで、人口が減るからというようなことで騒がれている。ここは気をつけないといけないと思っています。

それと、こういった状況を打破するために、国道8号バイパス、そして大津湖南幹線などの道路整備や篠原駅周辺都市基盤整備、交通の核となる交通インフラの整備も進めてきています。中長期にわたるまちづくりの構想として、総合戦略の中でまちづくりビジョンを定めることとしていますが、総合戦略は国の方から5年間と言っていますので、5年間の中で最大限今申し上げた土地利用計画とそして交通基盤ですけども、これは本来は5年間でできるものではありません。かといって、5年の計画から落としておくと、将来的にやらないというふうになっていますので、これは仕方なしに玉虫色の計画になっています。あえて当初からそのつもりでやっています。国の要求が少し無理があると思っていますので、この計画は基盤整備と土地利用計画という前提になっていますから、当然5年以内に全てはおさまらないというふうに思っています。

そういう意味で、この取り組みは従来型、密室型とは全く違って、まちづくりの方向性を早い段階で市民に情報を公開し、ご意見を伺う機会を設けることで土地利用の透明性と

市民参加の機会を確保しようとして進めています。

これまで、都市計画の事前の事前まで具体的に地図で市民にお見せをして、ご意見を伺うというやり方はなかったですし、恐らく全国どこの自治体もやっていません。これが従来型と言われると全く残念なんですけども、今回あえてこれをやらせていただいて、これまで知らない間に道路ができる、知らない間に物が建つということがないように、長期的な仕組みをお示ししたわけです。そういった意味で、5年という時限には合わないと思っています。

まず、長くなりますけど、国8バイパスについて申し上げますと、これ昭和57年に事業化がされています。そして、平成12年に都市計画決定が打たれた事業ですけども、平成24年2月に国道8号野洲栗東バイパス整備促進期成同盟会を発足しましたけども、それまでほとんど手つかずでした。でも、現在、これ、足かけで4年ですけども、市内でいえば農地部の9割以上が契約が締結いただいていますし、現時点では滋賀国体、平成36年の2年前に開通していただきたいということで、かなり困難要件があるんですけども、平成34年の開通を目指して今国の方で取り組んでいただいています。

また、湖南幹線についてもこれも昭和47年に都市計画決定がされています。実際、いわゆるほ場整備でもう蛭田まで土地が確保されています。それなのに、まだいつ具体的に工事が始まるかわからない状態ですけども、これも県に本当に強く働きかけまして、ようやく平成24年度に木部工区において2車線による暫定供用していただきましたし、比江小比江地区については平成27年、28年にかけて用地買収を行い、平成29年度に工事着工、そして、これも同じように滋賀国体前の平成35年度には琵琶湖大橋取り付け道路から野洲中主線に至る4.3キロの4車線化の完全供用を目指すように計画を今具体化していただいています。

また、市の東部の交通拠点として篠原駅周辺都市基盤整備も進めてまいりました。この事業も近江八幡市、野洲市、旧の野洲町ですけども、竜王町の2市1町で平成4年に協議会が設立されて整備が進められてきました。これは平成27年9月19日に駅の自由通路及び橋上駅舎が供用開始をされ、実際は使っていただいています。

しかし、この事業でも当初の計画が本当に過大でありました。私が就任した平成20年に駅舎構造と変電所移設中止を含めた駅前広場の規模の見直しを行うことで、当初の事業費46億円でしたが、これをほぼ半額に圧縮して、おまけにきちっと国の交付金ももらって進めてまいりました。

今後、平成28年3月、今月ですけれども、南口駅前広場ができてアクセス道路が供用開始をし、平成28年12月を目処に北口の駅前広場の供用開始をしていただきますし、あと県道についても国8までの整備を今計画してもらっています。こういった形で、土地の利用計画、そして交通基盤の整備を調べてきました。

今、お触れになりました祇王新駅ですけれども、これも合併時点で協議を踏まえて策定された新市まちづくり計画に位置づけられています。そして、これを引き継いだ市の総合計画でも、土地利用を進める拠点として取り組みがされていまして、私も就任当初から祇王駅というのは篠原駅が目処が立ったら、当然治水対策、排水対策といわゆる駅前開発と合わせてになりますけれども、必要なプロジェクトというふうに位置づけて進めてきました。

ただ、当然5年、10年では合わないか知りませんが、かといって、今の時点で作る戦略から外すというものではないので、ここにきちっと位置づけられているものです。

また、議員がご指摘の市三宅行畑野洲地区の区域区分の見直しのことでありますけれども、これも平成7年と平成12年に地権者の方々から市街化編入の要望が出されていましたが、農政協議等が調わなくて、平成14年第4回定期見直しには実現がしておりませんでした。私が市長になってから、第5回の定期見直しに向けて、平成20年度からこれはかなり積極的に県、国、関係機関と調整をして、そして実現に至ったものであります。あえてこれ触れられましたから、私、経過も含めてお答えをいたしますけれども、平成22年12月には地権者の世話人の方から当該地域の土地利用について、また再度要望が出されました。市の総合計画や国土利用計画、都市計画マスタープランとも整合し、民間活力を生かした整備手法で具体性があるということから、地区計画制度に基づいてまちづくりを進めていくべきと判断し、都市計画審議会の慎重な議論を経て、平成24年3月28日に市街化編入し、同時に地区計画制度に基づくまちづくりが進められてきています。

開発協議の経過としましては、これまで2社から協議がありましたけれども、地権者との土地借地契約の条件が調わないことから断念されたと聞いております。

その後、平成27年2月26日付で大多数の地権者との協議が調って、開発事業事前審査の提出があり、現在も審査中であります。

また、協議継続中の開発区域内で、分譲宅地での開発事業の事前審査の提出がありましたが、市が定める商業系を中心とした土地利用計画を図るという地区計画と合致しないことから、不受理の扱いになっております。

この開発協議が進まないのは、地権者全ての方の合意形成がまだなされていない。残念

なことですけれども、再三の市街化区域への編入がありながら、現時点でもなされていないというのは残念であります。

また、でもこの地域につきましては、3人の市議会議員さんが地権者でありますので、ぜひリーダーシップをもって速やかに地区の開発を進めていただき、次の市街化区域の編入に向けた取り組みができるように、大いに期待をさせていただきたいというふうに思っています。あえて野並議員が触れられましたので触れておきますけれども。

ですから、申し上げましたように、これからのまちづくりはこれまでやってきたように全て市民共有に情報を持っていただいて、そして思いを合意形成、もちろん全ての方の希望が調べられませんが、これまでのまちの課題、市民の願いをまとめたビジョンとして策定させていただこうと思っております。

当然、スケジュールの整合性とか、あるいは課題のまだ計画どおりの解決に向けて進んでいないところがありますけれども、それも含めて現時点の市民共有のビジョン、計画として策定をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 広報にこのあれが出されました。これは、我々はマスタープランでこの地図は見てましたので、同じ場所が市民に広報として提供されたというふうに思っております。

祇王新駅、10年ぐらいで私は張りつくことはないということで、市長も長期的な部分だというふうにおっしゃいましたけれども、こういう形で表に出てきていますので、南草津駅が申請をしてつくってもらおうという、申請の駅ですね、あそこの事業全体、どれだけの部分をされたかというのはご存知でしょうか。知らはらしませんか。

私、ちょっと事前に南草津駅がどういうふうな状況になったんやろうなと思ってお聞きをしました。駅舎に24億円、自由通路に6億円、で30億4,700万円、周辺整備、区画整理の事業に42億6,600万円という形で80億ぐらいのお金が要するというところですね。ですから、事業計画そのものはそういう形で存在しているんだという部分で、南草津駅はたしか募金も募られたというふうな記憶がありまして、聞いてみますと大体5億円以上募金が集まったというふうな話で、やはりその市民の皆さんが本当に願われてきた駅というふうな思いをしたんですけど、財政的に野洲よりかはぐんと財政規模が大きいですからね。ですから、そういう意味ではできたのかなというふうな思いもしますけど

も、今この祇王新駅の部分でJ Rとはどういうふうな話になっているのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） J Rとは情報交換していますし、これ前にも申し上げたと思うんですけども、野洲町の時代に絵を实际描いているわけです。動いていないんです。ですから、私になってからは常にありますよと、課題としてありますよと。ですけども、一番大きなのは、やはり排水対策を本当にどうとるかですから、それと私10年はかかるかかからないか、これももっと具体化しないとわからないと思っています。排水対策の目処とか、土地利用計画によっては転換できる。それもあるから、本当にけんか腰で46億の篠原駅の整備をとめたわけですよ。もう実際それでいこうと動いていたのを、篠原駅に46億もかけるんですかと。現に、今の新しい駅でほぼ今の野洲駅と同等の機能が存在します。22、3億です。もちろん、既存の土地は使っていますけども、南口は土地代、土地取得も入っていますし、そしてから接続道も皆出しています。そのうちの4割も野洲市が出しているわけです。

なぜ南草津のことを聞かれたかと思ったら、今おっしゃったんでわかったんですけども、大体通常駅というのは20億ぐらいで駅舎までいけると思っています。ですから、あのとき冗談に私言ったんですけど、篠原駅のおつりで祇王新駅のかなりの部分ができるんではないかと。通常の今の国の制度でしたら、55%は交付金がつきますし、いろんな制度を使えばそんなに大きな負担ではなくて、駅自体は私はそんなに過大ではなくて、むしろ治水対策とかまちづくり全体の中の整備計画、まちづくりの計画の方が大きな課題だと思っていますので、これは私が出したというよりは、ずっと前からの課題だったのできちっと位置づけて、速やかに取り組もうと。ただ、篠原駅もまだ完成できてない時点で早々とJ Rと話をするようなものではないし、ただ常に恒常的に私はJ Rとは私レベルもそうですし、担当レベルとも情報交換はしています。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） いや、人口減少というふうなことが日本全体で、野洲は若干微増の部分やらもあります。国勢調査ではちょっと減ったという状況で、どんどん人口がふえていくというふうな部分ではありませんので、やはり開発そのものには莫大なお金もかかってきますので、まず排水対策と言われるのは、物事には順番があると思いますので、基本を押さえていただきたいというふうに思います。

こうした中で、今回の補正予算で地方創生加速化交付金が出されています。国の27年

度補正予算で1,000億円計上され、野洲市では4,000万円から8,000万円の事業が出されています。この予算の中には、これまで住民が求めてきた内容が含まれています。例えば、まち明かり整備事業や家棟川、童子川、中ノ池川に琵琶マスを戻すプロジェクトや、永原ご殿の竹林除去などを挙げられており、事業が採択されればと思いますが、今回不採択になったものも一般財源に振り替えられ、実施されるものかどうか、先ほどの太田議員のところでの答弁もありましたけど、もうちょっと正確に答えていただけませんか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは、先ほど太田議員の質問に部長が答えましたように、単純な話です。これまでなかなか財源手当てができなかった実現ができてなかったものを、今回の機会をとらまえて組み込もうということですが、国の交付金がつかなければ結果的に従前に戻りますから、優先度見ながらやっていくということです。

具体的に言えば、たちまちは手をつけない事業と市の単費でも手をつけるけれども、それも来年度やっていくのか、再来年度やっていくのか、これは最終的に国の予算のつきぐあい、交付金のつきぐあいを見てから議会ときちっと協議をしながら進めていこうというふうに思っていますので、今どれが優先順位が高いとか、向こうが何を選んでくるかというそこまであるのかどうかもわかりませんので、これは全く宝くじみたいな状態になっていますから、今野並議員の質問に隠しているわけじゃなしに、お答えができない状態だと思います。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ぜひ一般財源で実施をしていただきたい内容がありますので、よろしくをお願いします。

28年度も1,000億円で地方創生推進交付金として地方版総合戦略に位置づけられたものに対して交付されます。これらは、自主的、主体的で先導的なものに支援するというようになっており、各事業ごとに重要業績評価指標を設定し、PDCAサイクルの整備が必要で、外部有識者や議会の関与も含め、効果検証を行い、結果を公表し、国への報告ということになっております。国の期待される効果について、先駆的な取り組み組を後押しするという事により、地方における安定的な雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など、地方創生の進化の実現に寄与というふうに書かれております。

28年度は、補正予算を明許繰り越しして多くの事業を進められるという状況であり、

とても28年度の国の交付金を受けて仕事をできる状況にないと考えますが、この交付金を活用して住宅リフォーム制度や店舗商店リニューアル制度などもこの交付金が使えます。まち・ひと・しごと創生戦略2015年版改訂版の64ページ、65ページに、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化で中古住宅の流通やリフォームが十分でないとして、2020年までの重点業績評価指標として中古住宅流通リフォーム市場への規模20兆円を設定しています。国の総合戦略の政策パッケージに合わせて、地方への新しい流れをつくる地方への移住促進、定住自立圏の形成などの項目に組み込むというまちも出てきております。積極的に国の交付金を使い、実現を求めたいと思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の交付金の使い方に関するご質問にお答えいたします。

これは、野並議員が冒頭におっしゃったように、それぞれの地域に合った自治の仕組みで意思決定をして事業をしていくということですから、野洲市の現状と課題に合った方向で国からの交付金を使いたいというのが現在の提案であります。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 昨年プレミアム商品券を野洲では使われましたね。甲賀市では、このときに住宅リフォーム助成に5,000万円を使われました。ずっと今までから住宅リフォームのことを言っているんですけども、上限が1割、最高限度とかいうふうな形でいくと、1割の助成をすると10倍の仕事というのか、それがまちの中で動くということですから、5,000万円を資金とされて行われたら5億円のお金がまちで動くというそういうふうな取り組みですので、プレミアム商品券よりかはもっともったくさんの内需でお金が動くということになりますので、やはり私は今回こういったよそのまちでもこれを使ってパッケージとして政策を出して、中古住宅リフォームというふうな形の制度をつくっていくということがされていますので、ぜひ検討をしていただきたいと思うんですけども、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 去年は、基本的にプレミアム商品券がモデルとしての交付金になっていました。もちろん、今のリフォームの1割も同じことでして、プレミアムも2,000円で8,000円の市民からの支出がふえるということなので、全く一緒なんですね。いわゆるてこ効果でやられています。ですから、野洲市のプレミアム商品券でリフォーム

やっただけでもよかったわけで、ある意味で同じことだったと思っています。

ただ、リフォーム制度は野洲市の場合はやってきていませんし、従来からお話ししているように、関係団体からもそんなに強い要望は受けていません。やはり、やるのであれば恒常的にやるべきであるので、今回の一回限りの交付金で取り組むようなものではないと思っていますし、他に優先課題があって、今の2事業4,000万とか、あるいは去年の形の交付金であるものについても半額になってしまいましたけども、これもやるべき事業が具体的に充当されているので、現時点ではリフォームに手をつける余裕はないというふうに考えております。

だから、それぞれのまちがそれぞれの思いでやられたらいいわけで、野洲は今余計な事業はここに組み込んでないと思っていますから、そういう判断をいただければと思います。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 次に、施政方針についてお尋ねをいたします。

まず、第1点目、病院問題です。

市民病院建設に関して、2度にわたり基本設計予算は否決され、市民の不安が広がりました。循環バスを利用して野洲病院に通院しているが、なくなればどうしたらいいのかとか、総合病院はいろいろな病気を抱える老人にとってもどうしても必要、遠くまでタクシー一代を出すことはできない。新病院の建設をなどいろいろな声をお聞きいたしました。

こうした中、自治連合会や老人クラブからの要望や、また医師会や社会福祉協議会などの医療、福祉団体からの要望、そして新病院を願う女性の会からの要望、元市会議員からの請願など、多くの関係者や市民から市民病院を求める声が寄せられました。

本来、議会はこういうことを自治体の役割として行うべき。市民の命と健康を守り、安全、安心なまちづくりを行うというのが大事な仕事だと考えます。ですから、病院をなくさないで、整備しての多くの市民の声をしっかりと受けとめ、その願いを実現していくことが市行政の責任であり、同時に市議会の責任でもあろうかと考えます。

この立場から、多くの自治体病院では不採算部門を担いながら運営をされており、6、7割ぐらいが赤字経営を余儀なくされていますが、市民の命と健康を守る立場から努力されています。

一方で指摘しておかなければならない点もあります。このような状況をつくり出しているのは、現在政府が公立病院改革と称して公立病院の統合、再編、病床削減や財政措置の抑制を進め、診療報酬の引き下げなどを行い、労働強化になる中、看護師不足になる悪循環

環に陥っています。この点で、政府の医療政策を正し、改善することが必要であるということはいふまでもありません。

こうした中で、基本計画の精査で8年後に黒字になることや、野洲病院の機器を利用することで一度に機器の更新を防げるということも出され、経営に工夫がされています。

また、これまで何度も病児病後児保育を求めてきましたが、今回の市立病院の建設と合わせて設置する計画が出されています。市民病院で対応できるならば、子どもが病気でも仕事を休めない夫婦にとって、待ち望まれている施設です。野洲市で働きながら、安心して子どもを育てることができるなど、市民の期待に応える内容にもなっています。

今回、市民の願いに応え、再度建設のための予算を計上されたことを評価いたします。計画どおり平成32年4月に開院を求めるものでありますが、改めて市民病院整備に対する市長の見解と決意をお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の施政方針に関しての野洲市民病院の整備に関するご質問にお答えをいたします。

見解と決意とおっしゃいましたけど、繰り返しませんけども、平成23年の4月の野洲病院の提案から順番に、市民、専門家、関係者入れて検討いただいて基本計画まで来ました。基本設計にかかろうと思って、ちょうどこれは1年間全く同じ状態になっています。私が必要というよりは、これは本当に市民とか専門家に問いかけた結果でここに至っているというふうに思っていますので、それが見解です。

議員の質問の中には、私が何か駅前に固執しているとか、病院づくりたがっているとかとおっしゃっている方もいますけども、全くそんなことはありませんでして、必要だからということと、もう一つは、野洲の場合は特殊でして、民間病院に多大な支援をしてきて、先がない状態です。これは本当に土地開発基金と全く同じ構造です。巨大な支援をして、実際は市民の税金で運営されている病院に関して、市民の意思決定がなされていないわけです。だから、こういったことを回避するという両方の面で新病院構想は必要な施策だということに思っていますので皆さん方と共に進めてきました。

ですから、決意と問われているんですけども、これ決意でやっているのと違って、1足す1は2になるという当然の利としての政策の合意形成であり、政策の推進だということに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 初日の新年度方針のときの市長が、3月議会で否決されてもまた6月議会にも出すということをおっしゃいましたので、本当に、ああ、最後までやり抜く決意なんやなというふうにしたんです。市民の皆さんも、本当に早くつくってほしいということを求められておられますので、我々議員も頑張って応援をしていきたいと思しますので、ぜひ32年には開院ができるように進めていただきたいというふうに思います。

次に、同和行政の終結、児童館の廃止については先ほどの議案質疑で大分言いましたので、この問題はもう飛ばします。

次に、発達支援センターについて、総合センターをリニューアルして発達支援センターにしていくという予算が出されております。

先ほども若干お話ししていただいたんですけども、どのような内容、構想なのか、示していただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、野並議員の発達支援センターについてのご質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおりでございますけれども、現施設は耐震化及び老朽化対策が必要でありまして、また相談者の急激な増加に伴って相談事業が多様化し、機能の拡充等により施設整備が必要となったことから、平成25年7月に庁内検討委員会、同年12月に学識経験者や市民等による外部委員会を設置しまして、両委員会がリンクしながら野洲市発達支援センターの機能と施設整備のあり方に関する検討を行いまして、平成26年3月、新野洲市発達支援センター構想を策定しまして、同年4月の全員協議会に配付をし、報告をしたところでございます。そして、この構想を具現化するため、庁内の関係部署による新野洲市発達支援センター整備基本計画策定庁内検討委員会を設置しまして、運営、管理、施設整備等に関する協議を行い、平成27年3月に新野洲市発達支援センター整備基本計画を策定いたしました。この計画につきましても、27年3月に全員協議会に計画書を配付し、経過を報告したところでございます。

27年度は新発達支援センター施設整備に向けて、庁内関係課・部署と協議、調整を行いまして、既存施設を活用した施設整備の方向性を定め、今般、これらに係る経費等を予算計上したものでございます。

内容といたしましては、施設整備予定の野洲地域総合センターは隣保館としての機能が

廃止されることから、現在の発達支援センターとふれあい教育相談センターの機能をあわせ持つ新発達支援センターとして施設整備を進めるものです。これに係る経費として、野洲地域総合センターの施設改修、増築等の実施設計を行うため、新発達支援センター及び人権センター施設整備実施計画等の委託費等として1,641万6,000円を予算計上しております。

また、関連施設の教育集会所、倉庫、ふれあい館の解体工事等に係る経費として1,944万5,000円を予算計上しているものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 先ほどもお尋ねをいたしましたので、増築部分もお聞きをいたしました。

あのときに正面のところの左手のスロープをなくしていく、エレベーターがあるからあのスロープをなくすというふうなことなんですよね。いろんな意味でそういうふうな部分、これは今実施設計がこれだけのお金ですけども、全体的な改修費というのか、それはここ、次の段階で出てくるんですよね。これは29年に出るんですか。幾らぐらいを予想、予定をされているのかお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 28年に設計の方をさせていただきまして、29年度予算で改修費用を計画しております。金額の方は、具体的には出しておりませんが、前の基本計画を配付、説明させていただいた資料の中でも書いておるんですけども、今までの経験値、状況から、1平米当たり改修の場合で5万3,000円ぐらいというふうに想定はしております。ただ、この改修の規模、増築の規模等によって変わってまいりますので、具体の金額につきましては28年度の設計後に29年度予算で計上していくと、こういう形になってこようかと思えます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そうすると、29年度でやって、30年度で移るという形になりますね。そうすると、発達支援センターの今ある場所、横の駐車場とかいうのはどういうふうに今後の活用はされるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 現段階で具体の計画等はございません。総合的な公共施設の利用計画等の中でもまたその部分については協議・検討していく課題かと考えております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 次に、医療費無料化の拡大についてお尋ねをいたします。

滋賀県の28年度予算で、乳幼児医療費の一部負担金500円を県が出すことになりまして、野洲市では1,094万円です。

これまで野洲市が500円の一部負担を市単費で出していた分を出さなくてもいいことになります。また、子どもの医療費助成を行っているところに対して、国保のペナルティーが課せられていましたが、これを国が廃止をいたします。これらの分を医療費無料化の拡大に使うべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 医療費無料化の拡大につきましてお答えをさせていただきます。

これまで県の乳幼児福祉医療費助成では、自己負担や所得制限が設けられていましたけれども、今般これが撤廃されることとなり、乳幼児の医療費無料化のために市町が単独で追加助成していました金額の2分の1を県が新たに負担することになりました。

また、福祉医療費助成実施により、国保への国庫負担金の減額ペナルティーについては、現在一部廃止についての検討が進められているところであり、もし実現すれば一般会計から国保特会へのペナルティーに係る繰り出しが不要になります。

具体的に想定される金額ですけれども、県制度の見直しによる新たな県負担額につきましては、平成26年度の実績ベースで医療費助成成分が約1,100万円、審査支払手数料等に係る補助が約100万円と見込んでおります。また、子どもの医療費に対する国庫負担金のペナルティーにつきましても、現行制度で一本算定となっている未就学児全体で野洲市国保の場合、約140万円の減額となっています。現在は、この2分の1を一般会計から国保特会に繰り出ししているため、制度が廃止されれば一般会計ベースで約70万円が不要になると見込まれます。この2つ合わせまして、約1,300万円程度の財源が捻出されますけれども、平成26年に試算しました結果では、小学1年生までの福祉医療費助成拡充にも不足する金額となっているところでございます。

現状では、総合的な子育て環境の整備に向けて、新年度予算案に計上いたしました新発

達支援センターや三上こども園の整備、特別支援教育の充実などに係る費用の財源として有効に活用していくべきと考えているところでございます。

以上のことから、今の時点で他の課題に優先して子どもの医療費助成の拡大は図るべきか否かについては、もう少し慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今あちこちの市町で議会が開かれ、来年度予算が出されております。新聞を見ていますと、東近江市が中学3年生まで拡大とか、日野町も同じように3年生まで、一部負担500円がありますけども、とか、豊郷では高校までとか、そういったこと、長浜では医療費じゃなくて給食を小学校6年生まで無料にするというふうな、そういうふうなことで、皆さんのまちのコメントはやはり子育て世帯への応援で医療費無料化の拡大というのを挙げておられます。野洲でも何回も署名なんかも皆さん出されたりとかいうことで、非常に願いとしては大きい願いやというふうに思います。今慎重に検討するということをおっしゃいましたけども、せっかくこの医療費無料化、県が500円の負担をするというふうな形になりましたので、市としては負担をしなくてもよくなってきて、今言われた1,300万円の財源ができるということですから、ですから、やはりその部分にまた返していくということが必要ではないかというふうに思います。これをまた違うところにじゃなくて、今医療費の部分で市として出していた分がなくなるということですからね。やはりそれを年齢的に拡大していくというのが私は順当ではないかというふうに思います。

また、県の制度で第3子以降の保育料無料化の所得制限を360万円から470万円に引き上げられましたが、野洲市では何人が対象になるのでしょうか。また、3人目以降の無料化の対象が上の子どもと離れているということは、今まで対象にならなかったんですが、これが撤廃されました。多くの方が対象になるのではないのでしょうか。野洲市では何人おられるのか、お尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 第3子以降の保育料の無料化の対象者の数ということでございます。

まず、第3子以降の保育料の無料化の流れにつきましては、国の制度で保育の認定子ど

もについて、年収ベースで約360万円未満の相当額の場合について無料となります。また、その上乗せ部分としまして県制度が上乗せをされます。その部分は年収ベースで約470万円未満の相当額の場合についてということで無料となる計画でございます。本計画によりまして、新たに対象となります国の制度の第3子以降では、保育園では35人、幼稚園では15人、合わせて50人。また、県の制度におきましては保育園で14人、幼稚園では28人、合わせて42人となります。全て両方の制度で合わせますと、92人が新たに保育料無料の対象となります。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 子育て応援ということで、保育園の保育料が本当に高いという状況なので、3人目以降という国の方向やら県の方角ですけれども、市としては、やはり2人目からとか、もっと1人目からとか、もういろんな意味でまちから声を上げていくということはありませんでしょうか。国の施策に待ちの姿勢じゃなくて、担当課として思いはどうなんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 野洲市としてはというようなことでございます。

今回の国のこの制度によりまして、市の方も4分の1の負担をするものでございまして、また県の制度におきましても2分の1市が負担をするということでございます。これはもう国とそれから県共に、市も共になってこの制度も含めて無料化へのこういった形をとっていきたくと、このようにも考えておりますので、そういった状況でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 受け身じゃなくて、国にもっともっと子育て支援ということで求めていていただきたいというふうに思います。共産党も国会議員が国会で頑張っておりますけれども、市からも上げていていただければと思います。

次に、介護保険の要支援サービスについて質問いたします。

介護保険の要支援サービスを2017年4月1日までに自治体の総合事業に移行することが求められていましたが、3分の2の自治体は移行はできないと回答いたしておりました。野洲市ではどのような状況になるのか、明らかにされたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 介護保険の要支援サービスについてのご質問でござ

います。

本市におきましては、平成29年4月1日に総合事業への移行をする予定をしております。今年度、介護事業所に意向調査を実施もいたしまして、現在介護事業所が総合事業を実施できるかどうかというようなことで協議を進めております。その方向性として、総合事業の中で、いわゆる現在市民の方々、要支援の1、2の方々等が利用をされておられます通所介護でありますとか訪問サービス、ヘルパーさんのそういったサービスについては、現行の同じような継続したサービスを受けてもらえるような形で協議を現在も進めております。

また、総合事業ということがございますので、多様なサービス、それ以外のサービスというような部分につきましては、住民主体のボランティアでございますとか、NPO等多様な担い手のサービスを生み出すためにも今協議も進めておるところでございますが、一定もう少し期間を要するようになっております。

本市におきましては、地域での活動を把握するため、アンケート等も自治会並びに老人会でありますとか民生委員さんとか、そういった地域でのお声も聞かせてもらっているところがございます。そういった部分を生かしまして、今後のまた地域づくりのために、多様なサービスが実施できるように協議、検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） あるまちでひどいことやなと思うのが、卒業という形で今その要支援1、2の方に対して、まだ必要であるにもかかわらず、もうよかったねと言って卒業という形で、その制度から外していくということが行われているというこの総合事業に乗っかっていっているモデル事業になっているまちなんです。本当に、新聞でも出ていましたが、デイサービスがなくなれば大変な事態になっているという、お風呂に入ることやら、いろんな意味で大変な事態になっている、老老介護というのか、年寄り同士やから買い物とかそういったものもヘルパーさんにしてもらっていたのが、それもとかいうふうな形で、本当に今通所とか訪問は継続して受けしてもらえるようにということをおっしゃいましたけれども、29年4月1日から総合事業に移行するということは、結局そういうことなんですよ。もう枠が決まっているから、どれだけの人数やというあれが決まっていますからね。ですから、それはこういう今のモデル事業で卒業みたいな形でされていることになりかね

ないというふうに思うんですけども、そこらあたりは野洲は大丈夫なんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） ただいまのご質問で、総合事業に移行はこれはもう制度上していくわけでございますけれども、今この27年度も先ほど述べましたように、まずはやっぱりこの要支援1、2の方がサービス利用をされている部分というのを先ほど言いましたように、やはりまず担保と言うとあれですけど、継続的にサービスを利用していただける部分というのを確立させていこうということで、先ほど言いましたようにほぼ事業所にはそういったことで協議は大体しておるところでございます。

しかしながら、今ご心配いただいているような今後そういった要支援1、2の方もふえる可能性も当然ながらございますし、そういった方も含めて、そのいわゆる事業所だけのいわゆる枠取りといいますか、対応だけではいけない部分がございますので、先ほど言いましたように、それ以外の多様なサービス、そういったものも確立していく必要があるということで、この27年度、また28年度も引き続きそういったものを進めてまいりたいというような状況でございます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） モデル事業で実施されているまちをちょっと研究していただきますようお願いいたします。

次に、教育方針についてお尋ねをいたします。

まず、第1点目、英語教育についてお尋ねいたします。

2020年度から本格的に実施される次期学習指導要領の基本骨格が昨年8月に中教審特別企画部会から示されました。この論点整理の別紙として、英語教育の課題が述べられています。英語教育を3、4年生から行う。1年生から実施も可能としています。また、5、6年生で教科として導入することを出しています。2020年度の実施を待たずに先行実施する学校もあろうかと思いますが、野洲市教育委員会としてどのような考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。また、教科として導入するまでの課題解決はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、野並議員の教育方針についての第1点目のご質問、英語教育についてのご質問にお答えをさせていただきます。

次期の学習指導要領では、これまでの文科省の動きからしまして、英語教育全体の抜本

的な充実が図られるものと考えております。

本市の教育委員会では、現在のところ、先取り実施や早期の段階での英語活動等の実施は考えておりませんが、もちろんグローバル化に対応した英語教育の必要性は認識はしているところでございます。したがって、全面実施となります平成32年度を目指しまして、指導体制の強化と指導用教材の開発に早急に取り組む必要があるのではないかと、そのように考えております。

体制整備におきましては、県の取り組みと連携をしながら、推進リーダーの養成、教員の指導力向上研修の実施、小中学校間の連携、さらには専科教員や指導助手の確保、配置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、指導用教材等の開発につきましては、ICT教材の開発にも積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 平成32年度全面実施ということで、5、6年生が教科という形になります。そうすると、どのくらいの、今指導書の教材とか研修とか言われましたが、今の先生の体制の中でこれが確立ができるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ちょっと質問の意味が私には理解できなかったんですが、教員のもちろん小学校で中学年に英語活動があります。それから、ご指摘のように高学年では教科としての英語を扱うということになります。

現在の教員の体制でそれができるのかというお尋ねだと思うんですけども、中学年、そして高学年にいたしましても、これは学級担任が指導することになりますので、先ほど申しましたように、やはり学級担任の指導力の向上がまず一番大事ではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 32年というと、4年ですね。4年間の間でという形で、学級担任もずっと全部回りますから、5、6年生だけをずっと担任するわけではありませんので、ということは、全教師の指導力が必要というふうになるかと思うんです。研修、今でもいろんな研修がされているとは思いますが、この教科になるということに関しては

新たにやはりきちっと教えられるだけの力を持つ先生、しかも日本の英語教育はヒアリングが得意でないというそういう部分もありますから、そういう意味で今保護者は、もう既に英語のいろんな塾に小学校で行かせておられるというのをお聞きしますので、そうすると、塾のレベルよりか劣った状況で学校で教えているわけにはいかないというふうに思うんです。そういう中において、先生の研修とかいうのをどういうふうに本当にされるのかなというのが不安なんですけども、どういうふうにされるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教員の研修についてどうするかということなんですけれども、これ、英語を小学校の中に入れてくるとなると、これはやはり国全体の動きでございますので、国の方でかなりの研修もしますし、また県の方でもその研修計画は当然立てられるものと思っております。合わせまして、これは県単費になるのかどうかわかりませんが、国の補助を受けながら、加配教員も配置をされるだろうと、そういう予想はしております。したがって、そういった加配教員を中心にしながら、教科担任制になるのか、そのあたりはちょっとまだわかりかねますけれども、各学校での英語教育は進められるものと、そのように思います。

あわせて、中学年までは加配教員が配置されない可能性もございますので、中学年での英語活動につきましては、現在も5、6年で英語活動を行っておりますので、そういった英語活動の実績、さらには英語のテキストもできておりますので、そのテキストを活用しながらの実践はできるものと、そのように思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 新たに教材がふえて、この教科という形になると、今までの日本というのか国語、算数、理科というふうないろんなそういうところがまた圧縮されていくという状況になりますし、子どもの余計に過密になるというのか、何か日本語もろくに話して読み書きができないのに、英語までかというようなそんな思いを古いのかもわからんけれども、そういうふうな思いがありますので、やはりかなり上手というのか、子どもらがこぼれていかないようにしていただきたいというふうに、それはやっぱり指導能力が問われる、そこに尽きるやろうなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今野並議員がおっしゃったように、現行の学習時間というものも

もう本当にいっぱいいっぱいの状況なんです。その上に、さらに教科の授業時数も決まっております。そこへ英語が入り込みますと、当然1日6時間のところが――中学年だったら5時間の日もありますけど、それを6時間にしないといけないとかいったような、子どもにとっても負担がふえることは考えられます。

私も、実は本当に英語が必要なのかどうかということまで少し考えざるを得ないような状況がありまして、やはり日本人としてのアイデンティティをしっかりと確立することからしますと、やはりもっともっと国語の教育とか日本の歴史とか、文化とか、そういったものをしっかりと身につけないことには、外国人の方とのコミュニケーションも十分図れないということからしますと、そういった部分を小学校ではもっとしっかりとつけて、そして英語でいうなら簡単な会話ができたらそれで十分ではないかなと、そんなふうに思っております。

実際どうでしょうかね、日本人のうちのどれぐらいの人が英語を話さなければならない状況にあるかという、私は余りおられないんじゃないかなとそんなふうにも思いますので、外国の方と出会ったときに、少し日本の文化とか自分のこととか、そんなことが簡単に話ができる程度の英会話を小学校でも身につけたらどうかと、そういう意味では比較的、余り英語教育をずっとしないといけないというようなことは余り考えてはいないんです。もっと楽しく英語が話せて、他国の人と話ができるというようなことが重要ではないかなと、これは私の考えなんですけど、そういうことを考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） よろしくお願ひします。

次に、道徳教育についてお尋ねいたします。

道徳教育では、2015年3月に学習指導要領が改定され、2018年度実施に向けた作業が先行されています。これまでの読み物道徳から脱却して、考え議論する道徳科への転換を強く求められております。こういうことで、これからの道徳教育というのが劇的に変化をするのではないかというふうに思うんですけども、どのように対応されるのかお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 道徳教育についてのお尋ねですけれども、これまで各学校におきましては道徳は非常に大事な授業として考えておりました。したがって、全ての学

校におきまして道徳の授業の研究、これは授業を実際に行って、そしてここは非常にすぐれているとか、この点はもう少し工夫したらどうだろうかといったような研究会を開催しておりますし、また合わせまして、いろんなところでの研修も開催をしております。特に、教育研究所ではここ数年、新しい道徳に向けましての研修講座を夏休みに開催をしているところでございます。

過去の教師の説明型、あるいは単に読み物教材を利用したそういう授業展開から、今後は自分ならどう考え、そしてどう行動するかといういわゆる道徳的な実践力に視点を置いた授業づくりを進めていかなければならないと考えております。

特に、今後は答えが1つでない課題場面を設定いたしまして、子どもたちが意見や考えを交流するそういう授業づくりや、あるいは各教科、特別活動との横断的、体験的な学習などを取り入れながら、指導方法を工夫することが必要ではないかなど、そんなふうに考えております。

あわせまして、新教科となるわけですから、これも県総合教育センター等で開催されるであろうと思っておりますけれども、いろんな道徳に係る指導力向上のための研修とか、あるいは今問題になっております評価をどうするかといったようなことが多分議論されるような、そういう研修が開催されると思いますので、そういった研修会に先生方に積極的に参加していただけるような、そういうことを現在は考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 次に、学校図書館の司書についてお尋ねいたします。

野洲市教育振興基本計画の第2期の中で、平成28年から5年間で重点的に取り組むという施策を明らかにしております。

学校図書館における今後の課題として、学校図書館の蔵書を充実すると共に、司書教諭の力量向上を図る必要がある。また、学校図書館への司書の配置が大きな課題となっており、費用対効果など十分勘案する上で検討する必要があると書かれております。司書の配置は教育委員会としても認識されているとは思いますが、早期に配置すべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校図書館への司書でございますけれども、教育委員会としては、司書の配置につきましては前向きに進めていく必要があると、そのように考えて

おります。

学校図書館は、学校教育の中では最もアカデミックな場所として活用が図られることが大切であるというふうな点からしまして、日ごろの読書活動や各教科の調べ学習、それから総合的な学習の時間における研究活動などに活用が図られることなど、各学校において図書館教育の充実をさらに一層進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

そのためにも、まずは現在配置をしております司書教諭の図書館教育におけるリーダーシップ、それから力量を伸ばす必要があるのではないかと。そのことと合わせまして、司書の配置を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） この学校図書の充実ということで、平成19年から5カ年計画、平成24年からもまた5カ年計画という形で国としては動いておりまして、1週当たり30時間の職員におおむね2校に1名配置するというところで、1人105万円という財政措置が出されているんですけども、こういうのを活用してやるというふうなことは今まで検討されたんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そのことについては承知をしておりますけれども、まずは現在の司書教諭の力量アップということを考えておりますし、また司書を配置する以前に、もっと重要な課題が、例えば本市の場合ですと特別支援教育の方の充実の方が重要視をしておりましたので、そちらの方に重点をかけて進めてきているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そうすると、早期に学校司書の配置というのはいつごろ、どういうふうな形で考えておられるのか、司書教諭は教諭として雇われていると思うんです。12クラス以上には必ず司書教諭は配置しなければならないということになっていますので、けども、やはり担任を持っていろんな仕事もされていると思うんですけども、学校図書だけに専任をしているわけではありませんので、やはり学校司書としての専任化というのが求められていますので、それはいつ、どういうふうな、いつまでにどういうふうになれようとしているのかお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校司書の配置につきまして、いつまでというお尋ねでございますけれども、先ほど少し野並議員さんの方もおっしゃられたと思うんですが、振興計画の中で、施策の中でそのことを検討していくというふうに述べておりますので、この5年間で学校の司書教諭の力量アップと、そして合わせまして、司書をどのように配置するのか、これは対費用効果も考えていかなければなりませんので、そういったことを検討した上でいつから導入するかというのは考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 最後に、学校施設の充実についてお尋ねいたします。

大規模改修などは年次計画で行われておりますが、そこに至るまで放置されている問題があるのではないかと思います。例えば、北野小学校では1、2年生の使用するトイレの悪臭で悩まされている。配管が問題ではないのでしょうか。4年後の大規模改修で、全体的に改修するというふうなことが言われていますけれども、昨年夏も悪臭が教室まで届くというような状況だったということで、私も見に行きましたら、冬場でも多少やっぱりにおっていますので、これだったら今年の夏。やはりまた同じような状況になるのではないかと。大規模改修までの4年間放置するということはこれはだめではないかというふうに思いますので、見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 北野小学校のトイレの件でございますけれども、北野小学校のトイレのにおいにつきましては、現地を調査したところ、女子の和便器周辺のタイル表面に尿石が付着したり、タイルの目地に尿がしみ込んだりしていることが原因で臭いにおいが発生しているものと推測をしております。

現在のところ、配管がどうこうという問題ではないと、そのように思っております。おしっこをしたときに、そのおしっこが飛び散って、それが今申し上げましたようにタイル、あるいは目地にしみ込んで、そのにおいがあるということでございます。

学校の方におきましても、週に2回程度は水洗いをしてはいただいておりますけれども、なかなかその尿石とか目地にしみ込んだにおいの解消には至っておりません。

これらを解消するためには、通常の清掃や市販の洗剤では除去することが大変難しいかなと思っておりますので、専用のクリーナー等を使用したり、場合によりましては業者のノウハウも活用して、少しでもにおいが低減できるよう対応していきたいと、そんなふう

に思っております。もうすぐ休みに入りますので、一度学校の方でもこちらが配布をした洗剤等を使いながら掃除をして、におうかどうか、試してみるといったようなことも聞いておりますので、ちょっとそこら辺を待ちながら今後の対応は考えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 北中の部分ですけれども、水道水が臭いということが言われていまして、口に含むこともできないということがあります。この問題に対して、どのように対応されてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 野洲北中学校の水道水のおいにつきまして、学校側に問い合わせをしたところ、これは水道水の問題ではなくて、隣にあるトイレのおいがトイレに近いということから多少トイレのおいがするという事ではないかと、そのように報告を受けております。

トイレのおいにつきましては、先ほど北野小学校と同じことが原因として挙げられるものと、そのように推測をしているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 2点学校の問題を取り上げました。改修なり……。

○議長（市木一郎君） 終了です。

○8番（野並享子君） 頑張っていていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩をいたします。再開を午後2時55分といたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 16番、梶山幾世でございます。2月の定例会において、公明党を代表して質問をさせていただきます。

春3月、水ぬるむ季節となりました。質問には入れておりませんが、新しい春の到来と共に、新たな決意で新病院建設に三たび向かおうとされる市長に、見事な桜が咲きますよ

う願っております。

また、市長におかれましては、2期目の最後の年になりますが、これまで私ども公明党の考えを随所に取り入れ、政策としていただいたことに対して深く敬意を表したいと思っております。

それでは質問に入ります。

2016年度政府予算と本市の取り組みについてお伺いたします。

政府は、今、経済政策最優先でデフレ脱却を目指し、1億総活躍社会をつくろうと懸命です。日本銀行が昨年10月16日に全国各地の景気情報をまとめた地域経済報告では、全ての地域の度合いに関する判断に変化はないとしております。また、総務省が12月25日に公表した2015年10月の全国消費者物価指数は、前年比0.1%緩やかに上昇し、5年ぶりにプラスに転じております。また、労働力調査でも、2015年11月の完全失業率は前年より0.2ポイント高い3.3%となって、3カ月ぶりに悪化していますが、厚生労働省が同日発表した有効求人倍率では1.25倍に改善され、23年10カ月ぶりの水準となっております。

こうした中で、自民、公明両党が合意した2016年度の与党税制改正大綱と、政府が国会に提出した2015年度補正予算案、16年度の予算案には、暮らしを守る施策が多く盛り込まれました。税制改正では、3世代同居のリフォーム減税などが2016年度から始まります。

また、補正予算案の総額は3兆5,030億円となり、うち子育て支援を中心とする1億総活躍社会の政策に1兆1,646億円を充て、TPP発効に備えた農業対策にも3,403億円を充てております。

また、2016年度予算案の一般会計の総額は9兆7,218億円となり、4年連続で過去最大を更新いたしました。

企業収益が伸びて税収が前年度と比べ3兆円以上ふえることで、新たな借金は減る見通しですが、以前として歳入の3分の1以上を借金に頼ることになり、来年度以降は軽減税率の導入による税収減も懸念され、財政健全化への道のりは険しいままでございます。

歳出では、社会保障費が今年度より1.4%増の3兆9,738億円で、過去最大となっております。1億総活躍社会を実現するための予算は約2.4兆円確保し、子育てや介護の支援策をふやしております。農林水産関係費は総額2兆3,090億円が計上されております。農地集積やTPP関連で体質強化策の実現などに向けております。地方にも

配慮して、公共事業は5兆9,737億円で、0.04%の微増として、防災、減災対策やインフラの老朽化対策などに重点が置かれております。

特徴的なのは、暮らしに安全、安心として、子育て、介護分野など、生活に密着した予算案となっております。ひとり親世帯の支援が手厚くなり、児童扶養手当の第2子以降の支給額が引き上げられ、2人目は現行の5,000円から最大1万円に、3人目以降は3,000円を最大6,000円へ倍増いたします。また、幼児教育の無償化を含む多子世帯、ひとり親世帯などの保育料が軽減されます。待機児童解消に向けた企業内保育所の整備や、不妊治療への助成も拡充され、医療費は報酬引き下げにより抑制される他、介護離職ゼロへ2020年初頭までに50万人以上の介護の受け皿をつくるため、施設整備が加速されます。仕事と介護の両立を支援するため、介護給付の水準が40%から育児休業給付と同じ67%に引き上げられ、介護人材の確保や地域包括システムの推進も強化されます。

こうした国の税制改正、補正予算、新年度予算の動きに合わせて、本市の新年度一般会計の予算規模は207億3,000万円の予算が編成されました。

以下について、市長にお伺いいたします。

まず1点目、国の新年度予算では、企業収益が伸びて税収がふえるとしていますが、本市の歳入はどうかお伺いいたします。

2点目、国の予算では、1億総活躍社会への取り組みとして子育て、介護の支援策が特徴ですが、本市の5万人の総活躍社会の取り組みの重点的なものは何なのかお伺いいたします。

3点目、同じく介護離職ゼロのための介護や保育の人材確保策がとられていますが、本市の取り組みについて伺います。

4点目、農林水産関係費は農地集積やT P P関連が計上されておりますが、本市の農業体質強化策について伺います。

5点目、公共事業は、防災、減災対策やインフラの老朽化対策が目立ちますが、本市の国道強靱化地域計画の策定についての取り組みについて伺います。

6点目、地方創生の目玉として新型交付金の新設されましたが、地方交付税交付金は別枠加算枠を廃止するなど目立ちます。本市への影響について伺います。

7点目、児童扶養手当の拡充、ひとり親サポートなど、子どもの貧困対策や多子世帯への保育料負担軽減策も特徴です。本市の取り組みについて伺います。

8点目、来年度の江藤税制大綱により、来年4月の消費税率10%の引き上げ後に、税

収が大幅減になる自治体が問題となっておりますが、本市への影響についてお伺いいたします。

次に、28年度施政方針の中から何点かお伺いいたします。

豊かな人間性を育むまちについて、待機児童対策、また保育士不足の実態について伺います。

スクールソーシャルワーカーの配置と実績について、現行で不足していないのかどうか、見解を伺います。

中主小学校、中主中学校の一貫教育についての今後の考え方について伺います。

次に、人と人が支え合う安心なまちの中から伺います。

特殊無線の導入は歓迎いたしますが、それだけでは災害への対策が十分とは言えませんが、見解をお伺いいたします。

子ども貧困対策は大事な政策であると思いますが、もう少し子どもの貧困の連鎖を断ち切る政策が重要と考えますが、見解を伺います。

妊産婦支援事業の機能の拡充は重要と考えますが、育児の充実も重要と考えます。市職員、民間従業員の育児休暇を取りやすい環境を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、地域を支える活力を生むまちにおいて、持続可能な経済活動を創出する環境を整備するとありますが、具体的にはどのようなことをするのかお伺いいたします。

また、水田野菜の生産、拡充を支援するとありますが、現状についてお伺いいたします。

次に、美しい風土を守り育てるまちについて伺います。

健康と交流を創出する活動を支援する事業について、見解を伺います。

また、それに対する交通網についてもお伺いいたします。

次に、潤いとにぎわいのある快適なまちについて、野洲川北流側帯区域と隣接する県有地の活用について、防災公園としての機能ですが、現在の野洲川公園との活用について見解をお伺いいたします。

次に、市民と行政が共につくるまちについて、公共施設の再編成について、現状と今後についてお伺いいたします。

それでは次に、教育方針についてお伺いいたします。

平成27年4月1日より新教育委員会制度でスタートされて1年がたちました。総合教育会議を3回開催され、会議では野洲市総合教育会議の運営、野洲市の教育行政の大綱の策定、教育に関する重点施策、教育を取り巻く課題について協議、調整され、子どもから

高齢者まで輝きを創出する教育を推進してこられました。また、野洲市教育振興計画の第2期目も策定され、第1期計画の成果と課題が掲げられておりますが、中でも不登校について、平成26年度、小学校において著しく増加とあるのは、今後、児童・生徒の将来に係る深刻な課題だと捉えております。この会議の中での教育を取り巻く課題について、協議、調整されておりますが、その課題と取り組みについてお伺いいたします。

2点目、学力向上への取り組みと成果について伺います。

3点目、学習環境面では三上小学校、野洲中学校をICT研究推進校に指定して電子黒板、タブレットを使った授業をされましたが、その成果と今後の計画についてお伺いいたします。

4点目、子どもの育ちの支援での早寝・早起き・朝ごはん運動、おはよう、ありがとうの挨拶運動は徹底できれば、元気で明るいすばらしい子どもたちに成長されると確信いたしますが、これまでの成果と今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

5点目、子どもの生き抜く力を育てる中で、保育事業の実践、研究を通して、目指すべき子どもの姿を共有化し、保・幼・小・中学校の連携教育から施設分離型の一貫教育への転換に努めるとありますが、その取り組みについてお伺いいたします。

6点目、10分間運動の取り組みについて具体的にお伺いいたします。

7点目、教職員の資質、指導力向上の取り組みで、OJT研修についてお伺いいたします。

8点目、誰でもどこでも学び合う環境を整備して、生涯学習社会の実現を目指すことについて啓発、普及が十分なのかお伺いいたします。

9点目、野洲市教育振興基本計画の第2期が策定され、今後5年間課題解決に取り組みをされますが、この計画の取り組みについてお伺いいたします。

10点目、この中にも掲げられております青少年の健全育成についてお伺いいたします。

最近の報道から、2月2日、覚せい剤取締法違反で元プロ野球選手が逮捕されるという衝撃が走りました。野球は青少年の憧れのスポーツであります。青少年に与える影響は多大了。また、昨年11月には京都の小6の男子が大麻を吸ったと話し、兄の部屋から少量の大麻や吸引器具を発見し、兄の高校1年の男子生徒を現行犯逮捕しました。若年層への薬物汚染の脅威をかいま見た事件でした。

未成年者の大麻汚染をめぐる検挙数は全国的に増加傾向にあります。警視庁によりますと、大麻取締法違反容疑で逮捕や書類送検された14歳以上の未成年者は、過去10年で

2008年の227人が最多で、13年には51人に減少したとありますが、一昨年は80人、昨年上期も58人となっている情報が出ておりました。このような覚醒剤などの薬物依存者の実態や支援、さらには未成年者に広まる薬物汚染について、以下の点をお伺いいたします。

1点目、今回のプロ野球選手K氏の覚醒剤事件の青少年に与える影響とその対応についてお伺いいたします。

2点目、薬物依存者の再犯防止への地域の連携についてお伺いいたします。

3点目、未成年者に広がる薬物汚染の実態とその対応についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公明党を代表しての梶山議員の2016年度政府予算と本市の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、質問の冒頭にこれまでの施策、事業につきまして評価をいただいた上で、今提案しています事業の実現に改めて一層のご激励を賜りましたこと、心からお礼申し上げます。

1点目の本市の歳入についてのご質問であります。本市におきましては市税全体では対前年度当初予算比で2億2,000万円減少の82億6,300万円と見込んでおります。特に、法人市民税は税率改定の影響等を受けて、対前年度当初予算比で1億9,300万円の減少と見込んでおります。この減少につきましては、制度改正のときから懸念をしておりましたが、予想以上の減収だというふうに思っております。東京とか名古屋みたいに放っておいてはと言いませんけれども、本社機能が立地して税収が入る町、都市と、企業がない地方の都市を平準化しようという制度改正でありますけれども、大都市圏と野洲市みたいに汗を流して皆さんが企業誘致をしたり、あるいは野洲市の場合は10数億円の工業振興助成金ということで今毎年5,000万払っております。そういったところが得ている法人市民税が減収されるというのは若干納得がいかないんですけども、現実としてはこういうふうになっております。

また、県税交付金等では対前年度当初予算比で1億2,000万円の増加で見込んでおります。

一方、普通交付税につきましては、合併算定替えの2年目、その他影響等により、対前年度当初予算比で1億7,700万円の減少と見込んでおまして、全体では今ご質問いただいた分野は減収になっております。

2点目の総活躍社会の取り組みについてであります。本市では、既に市民が主体的にまちづくりに参加し、活躍いただける取り組みを進めております。従来からキャッチフレーズのように申し上げていますが、伸びようとする市民、団体には一層伸びていただけるように支援をします。また、困難な状況にある市民、団体には困難から再生できる取り組みをすることで進めてきておまして、特に生活に困窮する方々には生活再建をしていただき、再び活躍いただくための特に就労支援を含めたワンストップサービスを実施しております。

また、こども園整備による待機児童の解消や学童保育所の充実などの子育て支援には、従来から先進的に取り組んでおり、子育て世代、特に女性の就労環境の整備に努めています。さらに、遅れていた学校耐震化への対応や直営で実施している学校給食の維持、加配教員による特別支援教育の充実など、未来につながる人材育成支援を積極的に進めるなど、さまざまな市民が活躍いただける支援策に取り組んでおります。今後、国で新たな支援策が設けられれば、内容に応じて積極的に対応していきたいと考えております。

3点目の介護離職ゼロのための介護や保育の人材確保についてのご質問であります。介護離職ゼロに向けた重点的取り組みとして、在宅施設サービス等の整備の充実、加速化が上げられており、野洲市でも平成29年度に特別養護老人ホーム50床の整備を予定しております。

介護サービスを支える介護人材の確保については、国に対しては介護報酬の改善等処遇改善の要望を行ってまいります。

本市としては、事業者の介護人材確保に向けた支援策を今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、保育の人材確保につきましては本市においても喫緊の課題であることから、公立園の非正規職員については給与面の処遇改善を来年度から行うと共に、民間園も含めた確保策として、野洲ワークと連携した市の保育人材バンク事業に取り組めます。その中で、国の確保策についても活用できるものについては積極的に活用していきたいと考えております。

4点目の農業体質強化策についてであります。本市では青年農業者就農や担い手への給付事業などを行っている他、野洲市独自の取り組みとして、27年度は米価下落に伴う支援を行いましたが、28年度は野菜生産拡大への補助などの市独自施策を盛り込んでおります。

具体的には、平成23年度策定の野洲市農業振興計画をもとに、認定農業者の経営規模の拡大や農業法人化など、農業経営体の基盤強化を支援し、地方創生加速化交付金の活用を行うと共に、産地と消費地が近接した本市の特徴を生かし、地産地消の拡大や地域農産業のブランド化にさらに取り組んでまいります。

次に、5点目の国土強靱化地域計画の策定についてであります。本市の対策といたしましては、ソフト面では生活安全課を主体に地域防災計画に基づく対応を進める一方、実際のインフラ整備については、社会資本の総合的な整備の推進として、社会資本整備総合交付金を活用しながら、道路河川課において雨水幹線の整備など、治水の安全、また安心できる基盤整備を進めております。

また、市民の安心、安全の確保のために、洪水、地震に関する防災ハザードマップを製作するなど、個別の対策にも取り組んでおります。

国の国土強靱化地域計画については、これらの対策を合わせて計画するものですが、従来の計画に現状の制度では屋上屋を重ねるものであって、現時点では策定する必要性は薄いのではないかと考えております。

なお、滋賀県においても策定が大幅に遅れておりまして、今聞いておりますところでは、今年秋の策定となっているようであります。

この制度につきましては、当初はこの制度に基づく交付金とか、何らかの財政措置が打たれていたんですが、現状ではそれが無いという状態です。その後、地方創生でさまざまな事業が来ているということもあって、野洲市だけじゃなくて、全国的に計画策定がこういった状態になっているのではないかとこのように考えております。

6点目の地方交付税における別枠加算の廃止による影響についてであります。地方交付税の別枠加算につきましては、リーマンショック後の地方財政の税収不足への対応として講じられた地方交付税総額を確保するための措置であります。地方税収が以前の水準にまで回復したことから、平成28年度から廃止されることとなっております。しかしながら、地方交付税総額については、ほぼ従来どおり確保されることから、本市への影響については現時点ではほとんどないと見ております。

7点目の児童扶養手当拡充とひとり親サポート等子どもの貧困対策や多子世帯への保育料負担軽減策についてであります。児童扶養手当の拡充につきましては、今の第110回国会におきまして、第2子及び第3子以降の児童に係る加算額の増額などを内容とする児童扶養手当法の一部を改正する法律案が提案され、審議をされております。

法案の成立となれば、法律に基づき適正に予算措置をしていきたいと考えております。

次に、ひとり親に対するサポートであります。離婚等によりひとり親となった方に対しての生活相談や自立した生活を目指すため、野洲ワーク等の関係機関と連携して就労支援を現在も行っております。

また、ひとり親家庭の子どもの貧困対策としては、貧困の連鎖を断ち切るために、学びの場や居場所を提供する学習支援事業として野洲スクールを実施し、子どもの学力の向上を目指す取り組みを行っております。

多子世帯及びひとり親世帯の保育料の負担軽減策につきましては、国及び県が実施する制度に基づき、本市も取り組んでまいります。

この制度につきましては、現行の国の方針に基づきまして、野洲市は第3子を免除しております。所得制限もなしにしております。懸念しているのは、今回は年齢制限、学年制限がなくなったかわりに所得制限が入ってきています。国のはかなり低い金額、そこに県は少し上乗せをするということではありますが、これもやはり当事者から見ますと、本当にこれでいいのかどうか、ご存知のように、保育料というのは逆三角形になっています。何かいかにも温かい施策に見えますけども、実際、低所得者の方の保育料というのはかなり低額であったり、減免をしております。ですから、実額が余り大したことないんです。

滋賀県で今回提案があって、大いにやって下さいと。ただ、無駄な施策にしてもらっては困りますよと。そして県の施策じゃなしに、先ほども政策監が説明いたしましたように、市も2分の1持っているわけです。県がやったわけではない。でも、新聞報道では県の予算説明、一番目玉になっていました。これは、県の幹部に市長会としても約束をしています。県の目玉施策として打ち出しては困りますと。実際マイナスを受ける方もいるわけです。でも、すぐに約束違反で、県の予算案の公表では一番の目玉施策になっています。実際市がついていっているわけです。実際、県で今回持ち出す金額は数億円、2、3億円だったと思いますけども、私は、やるのであれば、所得制限なしにやっていただきたいと。でも、これはできないというわけです。これをやろうと思ったら、あと7億円以上要するというわけです。本来、高所得であっても3人以上子どもさん持っておられて、恐らく共働きで、いかにも年収の表面額が高そうであっても生活するためにはローンを抱えてやっておられる。本当にやるのであれば、所得制限なしでやるべきです。だから、今回の施策は私は納得してなくて、野洲市に単独で所得制限なしでシミュレーションしたんですが、これは持ちがたい、先ほど野並さん福祉医療でもおっしゃいましたけども、やはり耐えがた

い金額なので諦めたんですけど、随分検討いたしました。だから、本来国も300数十万円では、実際私はどこまでの方が本当にこれが恩恵が受けられるのか、その方たちは保育料がかなり低額か免除されている方です。だから、ここはやはり本当に当事者の側に立った政策展開がされるべきだというふうに思っております。あえてご質問いただきましたので、少し補足をさせていただきます。

次に、8点目の消費税10%引き上げ後の本市への税収への影響についてであります、主なものとしましては、平成29年4月1日から開始する事業年度分の法人市民税の法人税割の税率が3.7%減ることに伴う減収が考えられます。これは現行の12.1%が8.4%になることになっております。

ただし、同時にその補填措置として国税である地方法人税の税率を引き上げ、その税収全体を地方交付税の原資として、地方自治体に交付する制度が創設されます。そのため、各自自治体への影響額については、現時点では不明と申し上げるしかございません。

これも、税目はあちらを触ったりこちらを触ったり、過去にもたばこ税と法人事業税を差し引きしたりとか、本当に信頼感がなくて、もっとやっぱり税というのはしばらくは変わらないということでない困るんですけども、ころころころころ変わると。だから、せっかくご質問いただいても、当事者である基礎自治体が見込みが立たないという状況になっているのが現状であります。

次に、平成28年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の待機児童対策、保育師不足の実態についてお答えをいたします。

待機児童対策につきましては、定員の拡充を図るため、平成23年度に策定をいたしました野洲市独自の野洲市幼保一元化方針及び幼稚園、保育所施設整備計画に基づき、耐震対策に課題のある公立保育園の建て替えの際にこども園として整備し、合わせて定員の確保も行ってきたところであります。実際、実人員として正規の保育師をふやしてきております。

平成26年度から平成28年4月にかけて、公立、民間合わせて110人の定員の増加が実現いたしました。面積的には、現時点で入所希望がかなえられるようになりましたが、残念ながら保育士の確保ができていなくて、若干の待機児童が存在しております。

これに関しましては、三上保育園を三上こども園として整備すれば完全に解消できると思っておりますが、要するに保育士さんの確保が大きな課題ですので、これにつきましては、民間の保育園、保育所の園長さんからもかなりの要望をいただいておりますので、今

回まらずは市の保育園等の非正規職員については給与面の処遇改善を行うことといたしますし、市及び民間が求めておられる保育士の確保のために、野洲ワークと連携といたしますか、野洲ワークのノウハウを生かした保育人材バンクの事業に素手ではありますけど取り組んでいきたい。県の制度では十分機能してないというのが市内の民間保育所の園長さん、幹部の方の提案でありましたので、野洲市として独自に取り組んでいきたいと思っております。ただ、自信は持ってというよりは、まず手始めに取り組んでいって、できるだけノウハウを高めていく方向で取り組んでいきたいと思っております。

次に、豊かな人間を育むまちの2点目のスクールソーシャルワーカー配置と実績であります。今年度は、この27年度ですけれども、実質的に4名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。さまざまな課題を背負う子どもたちの家庭環境の調整等にフルに活躍をしていただいております。今後においても、学校教育に福祉的な視点、力量を備えたスクールソーシャルワーカーの必要性はますます高まるものと考えております。

そのような中で、国においては教員に加えて事務職員や心理や福祉等の専門家等が教育活動や学校運営に参画し、連携、分担して校務を行う体制を整備することが重要であるとして、平成27年12月の中央教育審議会の答申の中でも提言がされております。

平成28年度の文科省予算によりますと、スクールソーシャルワーカーの配置、これは補助率が3分の1でありますけれども、現在の2,200人から3,000人へと800人の増加ということになっています。しかし、これは全国規模の話であります。滋賀県は1%県と言われておりますから、単純に割りますと滋賀県で8名前後の配置ということになりまして、本県には13市と6町、19自治体があって、そこで8人というと、いかに微々たるものかということもありまして、野洲市としては来年度も独自に確保したいというふうに考えております。

ですから、まだまだほど遠い。本市としては、このような状況でありますけれども、単独でということと、もう一つは、国の方針を先取りしまして入れております。

学校というのは、やはり学習指導の教員だけじゃなしに、国の答申にもありますように、さまざまな職種の専門家が力を合わせて初めて子どもたちが健全に伸びていけることとありますので、スクールソーシャルワーカーもそうですけれども、新たな発達支援センターの中にも専門職を入れて側面から支援をできるような体制を考えて新しい発達支援センターの整備も考えているところであります。

ちなみに、先進国を調べますと、専門職の構成比率が学校全体の約半数、49%になっ

ています。それほどいわゆる日本も入っている先進国では学校というのは教員だけで構成されてないということなんですけども、これは野洲市で見ますと、この外国で49%の比率が18%しかない。実際は事務員さんと用務員さんぐらいなわけです。ということなので、いかにまだまだ多様な専門職が少ないかということがはっきりするのではないかなと思います。

次に、3点目の中主小・中学校の一貫教育の今後の方向性についてであります。義務教育段階である小・中学校の連携、接続は重要であり、義務教育9年間を一体と捉えた教育活動を展開することは今後一層必要性が高まると考えております。

たまたま中主中学校区が1小学校、1中学校という状況でもありますので、まずはモデル的にこの場において一貫教育の調査検討から入っていきたいというふうに考えています。

別々であることのメリットもありますし、今申し上げました一貫のよさもありますので、そのあたりも含めて検討を進めていきたいと考えております。

次に、人と人が支え合う安心なまちの無線導入と災害対策についての考え方ですが、今回のNCA無線の導入については、消防団の活動において、湖南4市における広域的な活動を想定して実施するものでありまして、また合わせて、機器の更新時期でもありますので導入をいたすわけですが、当然ご指摘のように、これのみで全ての災害に対応可能であるとは考えておりません。

規格を統一しますことにより、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるものでありまして、災害発生時における応援出動時の消防団相互の情報連絡の充実、緊密性、また応援出動時でも活動指示による活動の効率性の向上、安全確保のための運用など、災害現場での同時性、機動性、安全性が格段に向上すると考えております。

申し上げましたように、無線の導入だけにとどまらず、災害を最小限に抑えるまちづくり、起こった場合に対応できる備えを充実すること、災害時にその運用が確実に機能すること等を念頭に今後も防災に対する取り組みを充実させていきたいと考えております。

次に、子どもの貧困の連鎖についての見解についての解答ですが、子どもの貧困に対する対策としては、生活、学習、またそれに加えて文化的な環境の整備など、教育と福祉と文化が総合的に取り組まれることが必要であり、連鎖を断ち切ること、そしてそこに陥ることを予防するという観点からすれば、まずは能力を身につけて、社会の中で子どもたちが自立できるように育っていくことが肝心であります。

そのためには、教育が最も重要であり、そういった考えに基づいて学習支援を今行って

おります。

また、子どもの貧困は家庭の貧困でもあることから、親に対する就労支援を通じまして、生活再建につなげることが効果的な対策であると考えております。

次に、3点目の市職員、民間従業員の育児休暇をとりやすい環境整備についての見解がありますが、市職員の育児休暇につきましては、野洲市職員の育児休業等に関する条例等に基づいて育児休暇の取得を承認すると共に、所属に対しましては代替職員を配置し、業務の円滑な推進を支援し、育児休暇のとりやすい環境整備に努めているところであります。

また、民間の従業員に対しましては、商工会、工業会を通じて育児休暇取得に向けた支援の取り組みが進むよう、今後も一層働きかけていきたいと考えております。

次に、地域を支える活力を生むまちにつきましては、持続可能な経済活動の環境整備として、今年度再就職に不安を感じている女性や社会貢献をしながら、自分らしく働きたい女性を対象にした商工会主催の商い塾に対し補助を行いました。引き続き来年度も創業者支援事業に取り組んでまいります。

また、今年の1月には産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定も受けており、商工会や地域金融機関と連携して創業希望者への支援体制を整えたところであります。

さらに、もう一段の後押しとして、旧ふれあいセンターを創業講座修了者のインキュベーション施設として有効活用していきたいと考えております。

また、地方創生加速化交付金を活用して、まちに明かりをとということから、長年の課題であった街路灯を整備すると共に、昨年好評でありましたオクトーバフェスト・アンド・ジャズフェスを駅前通りと一体化しながら進めることで、より魅力を創出するなど、人口減少社会等に対応していきます。

また、琵琶湖の保全と活用フォーラム事業として護岸の再生に向けたプロジェクトや水源涵養機能、水質浄化機能等を持つ里山の保全活動を支援するなど、多様な視点から有機的に各種事業を展開し、地域の活力を高めてまいりたいと考えております。

次に、水田野菜の生産拡大の支援についてであります。平成27年度までは水田野菜生産拡大の実績に応じて県から水田野菜生産拡大推進事業補助金が交付されており、これにつきましては市も裏打ちをしていたわけですが、平成28年度からは県の裏打ちがなくなりましたので、市として単独で水田農業所得の向上と経営所得安定を図るための対策として、従前と同じ額で水田野菜生産拡大事業推進補助をしてまいりたいと考えております。

この事業につきましては、充実をしておりますし、来年度も拡大したいという希望を聞いておりますので、政策効果は発揮できると考えております。

次に、美しい風土を守り育てるまちにつきましては、健康と交流を創出する活動を支援する事業としまして、新クリーンセンターの熱回収により生じる熱エネルギーを温水として有効利用し、余熱利用施設を整備するものであります。

余熱利用施設には、市温水プール、通称スイムエイトと言っていますが、の健康増進機能を盛り込んだ温水プールを設けると共に、温浴機能による心身の癒しの場、さらには地産地消の推進として地域特産品の物販をはじめ、市民と地域との交流の場を設けることにより、地域の活性化を図ってまいりたいと考えています。また、一帯の地の利を生かしまして、既存の体育施設である体育センター、テニスコートでのスポーツに加え、多目的広場のグラウンドゴルフや周囲の遊歩道を利用したトレッキングなど、里山の自然の中での快適な健康づくり環境を創出していきたいと考えています。

なお、これに伴う交通網につきましては、市民の利用では市コミュニティーバス路線の増設など、交通アクセスの方法、さらに市外からも広くご利用いただくことも含め、事業化に向けた基本計画の策定を行ってまいります。

次に、野洲川北流側帯の防災公園と野洲川河川公園との活用についてのご質問についてであります。現在の野洲川河川公園は、野洲川の洪水時期に整備しております。この面積は13.9ヘクタールです。この区域は河川区域であるため、本来川の流れを阻害する工作物は設置できませんが、撤去、転向できる構造のものとする事で国土交通省から占用許可を受けて整備をしております。これは、野洲川の増水の際に流出した工作物による2次災害を防ぐためであります。

野洲川河川公園の撤去の手順としましては、野洲市野洲川河川公園非常時における管理に関する内規によりまして定めており、野洲地先の野洲川ふれあい広場に設置しています野洲川テレメーター、これは量水表であります。が3メートルに達した時点で防水班を招集して、3時間後に撤去するというように定めております。

しかしながら、現実問題として平成25年9月16日の台風18号による野洲川の増水では、4メートルまで上昇し、河川公園の一部にまで水位が上がり、撤去の必要が生じましたが、市内での冠水対応のため撤去ができておりません。幸い流出を免れて、大きな被害に至りませんでしたけれども、こういったリスクを回避するためにも、速やかに本来の面だけの機能、面利用に限るべきだと考えております。

このことから、昨年の全国の異常気象の発生等を受けまして、新たに今回市三宅地先の野洲川北流側帯と隣接する県有地において、仮称野洲川北流側帯公園として一体的な整備を計画しており、防災公園の機能を含めた整備内容を現在国土交通省や滋賀県と協議をしております。

整備面積につきましては14.9ヘクタールを予定しており、当該地は河川区域であります。現在も野洲川河川公園は申しあげましたように洪水時期で水が浸かります。この場所は、河川区域ではありますが、堤防より陸地側にあります。専門用語でいいますと、堤内地と言われて、陸地側にある場所であると共に、地盤の高さが堤防と同じ高さでありまして、堤防内への浸水のおそれのないことから、防災公園としての適地であること、また当然工作物の撤去は不要であることから、今の河川公園よりは十全の機能を持った運動、あるいは防災公園として利用できると考えております。

今回、予算を提案しておりますけれども、できるだけ国土交通省の防災機能の整備の中で役割分担をして市の負担を抑えたいと思っておりますし、隣接している今残地の森林になっている旧の副堤の森林、あそこも今市が県から委託といいますか、県の依頼で管理をするようにしておりますので、あそこも一体にした今の構想では都市公園にして、野洲市は都市公園が少ないですから、都市公園にして両方を一体的に整備完了する方向で駐車場とか公園施設もやっていきたいと考えています。

細かい話ですけども、都市公園にしますと交付税算入されますので、そういった面からも有利な維持管理ができるのではないかなというふうに考えております。

駅からも歩いて行ける距離にもなりますので、市民の憩いであると共に、少し公益的な観点からも利用が図っていただけるのではないかな。そういうことからしても、国の支援を受ける優位が十分あるのではないかなと考えております。

それで、現在の河川公園、面積13.9ヘクタールにつきましては、本公園の完成後も引き続いて今申しあげました面的な利用、サッカーとかグラウンドゴルフを主にして活用いただければというふうに考えております。

次に、市民と行政が共につくるまちについての公共施設の再編の現状と今後についてのご質問にお答えをいたします。

公共施設の再編につきましては、平成21年度に策定いたしました野洲市財政健全化集中改革プランにおいて、例えば分庁舎を配置して本庁舎に統合する、あるいは中央公民館の廃止など、ある程度の施設の見直しを実施しております。さらに、平成26年8月策定

の野洲市行財政改革推進計画においては、国の指針等に基づいて策定いたします野洲市公共施設等総合管理計画の中で施設の再編を位置づけることとしておりますので、この位置づけに基づきまして、現在整備をしております固定資産台帳の情報等を精査した上で、平成28年度に公共施設全体の再編の方向性を明らかにしていきたいと考えております。

以上、ご質問のお答えといたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、梶山議員の教育方針のご質問の1点目、教育を取り巻く課題について協議、調整につきましてお答えをいたします。

市の教育委員会は、市長が主宰されます総合教育会議に参画をいたしまして、協議、調整をさせていただきました教育課題は、平成28年度予算編成を踏まえ、次年度以降の教育課題を解決するため、予算編成に際して教育委員会において特に配慮願いたい事業について協議、調整をさせていただきました。

その結果、平成28年度の予算に反映させていただきました主なものといたしましては、新規の事業としてブックスタート事業、継続拡充事業といたしましては元気な学校づくり事業や学校応援団事業がございます。

今後も今年度定めました第2期の教育振興基本計画の施策の実践を図るため、今後とも総合教育会議に参画いたしまして、市長と連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を進めてまいりたいと考えております。

2点目の学力向上への取り組みと成果につきましては、市内各小中学校におきまして、学力の向上のために各学校が学力向上プランを策定し、子どもたちの学力や学習状況の実態に応じて授業改善や少人数での指導、長期休業中の自由学習、家庭学習の手引きの作成など、計画的な取り組みを進めております。

その結果、成果といたしましては、各学校で教員が協力をして行う授業研究や、校内研修で学んだことを自らの授業実践に生かしております。また、教員の励ましや方向づけなどの適切な支援によりまして、子どもの学ぶ力も向上してまいっております。さらに、子どもは学校で学んだことを振り返り、家で定着させたり自分が興味、関心を持ったことを主体的に学んだりする家庭学習といいたしでしょうか、学習習慣も定着をしてまいっております。

3点目のICT教育の成果と今後の計画ですけれども、成果といたしましては、記録した情報を可視化しますので、それをもとに、子ども同士で意見や考えを交流することで、

多様な見方や考え方に触れ、教え合い、学び合うことができ、理解を深めたり、思考力を高めたりできます。大半の子どもからは、勉強が楽しいとか、授業がわかりやすい、友達の考えがよくわかったといった声が挙がっております。

一方、授業実践を行った教員からの意見では、若手教員を中心に、ベテラン教員を巻き込んで教員が自ら授業改善を行うといった理想的なO J Tの研修ができたことが上がっております。他にも、慣れるまで時間がかかるけれども、慣ればわかりやすい授業ができるとか、子どもの学習意欲が向上してきている。体育の授業では、動画を見せることで技が習得しやすいなどの意見が上がっております。

今後の取り組みにつきましては、平成28年度は研究推進校2校でさらに実践、研究や試行を深めていただき、その結果をICT活用検討委員会で評価をしながら、ICT活用の熟度を高め、他の学校でも取り組みができるよう進めていきたいと、そのように考えております。

4点目の早寝・早起き・朝ごはん運動や挨拶運動は、社会全体で子どもたちの豊かな心や健やかな体を育成する上で大変重要であり、これまでからも継続して取り組んできております。

市内の小中学校の実態ですが、全国学力・学習状況調査によりますと、朝食の摂取率は小学生が約9割、中学生が約8割強となっております。また、早寝早起きにつきましては、約8割の児童・生徒が決まった時刻に就寝、起床しているという結果も出ております。

挨拶につきましては、市内の学校では全職員、児童・生徒が一丸となった挨拶運動を展開し、学校教育目標をおはよう、ありがとう、ごめんなさいと言える子どもとする学校があるなど、各学校が工夫した取り組みを展開しております。

また、児童会や生徒会活動を通して、児童・生徒自らが校内のみならず、地域の皆様にも挨拶の必要性をお伝えするなど、主体的な取り組みを行っております。

今後も保護者、地域の方と共に連携、協働しながら、子どもたちの健やかな成長を目指す運動を推進し、P T Aの連絡協議会、青少年育成市民会議等の関係機関にも働きかけながら子どもたちの育ちを支える支援の充実を図っていきたいと考えております。

5点目の一貫教育の取り組みについてですけれども、保育、授業実践に係る公開保育授業と、研究協議会等において校種間の教員の協議、交流を行い、義務教育終了段階での目指す子ども像の共有化を図り、9年間を見通した学習規律、生活規律の確立や、学習方法、学習時間のマニュアル化、家庭学習の段階的な指導・支援、小中学校の教員による出前授

業や交流授業の実施、教育活動全体における異学年交流の系統的、計画的な実施などの検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

6点目の10分間運動の取り組みについてですけれども、本県の小学生の体力、運動能力が全国平均に比べまして低位な状況であることから、昨年度運動時間を確保した10分間運動を篠原小学校を拠点校として実施をし、一定の成果を上げることができました。

平成28年度からは、本県の全ての小学校ですこやかタイムと称し、10分間運動が全面実施されることになっております。各小学校では、子どもの実態や環境に応じ、縄跳び運動やボール運動、リレーや持久走、学校独自で考案したサーキットトレーニングなど、さまざまな運動種目を取り入れ、年間を通して実施をしていく予定になっております。

7点目の教職員の資質、指導力向上の取り組みでのOJT研修につきましては、これは学校長が校内の経験豊かな教員をリーダーに指名をいたしまして、5年目の先生、または5年以下の若手教員を含んだ3名から5名程度のグループを編成いたしまして、日常の業務遂行を通して対象教員一人ひとりの課題に応じた目標や研修内容を設定いたしまして、意図的、計画的、継続的に研修を実施しているところです。

年度末に提出をされました報告書を見ますと、先輩の教員から多くのことを学んだ、学んだことを自分の後輩にこれから伝えていきたいとか、授業について相談しやすくなり、授業改善につなげることができたといった成果が各校から報告をされております。

今後も、初任者をはじめさまざまなステージでのOJT研修を各校の実態に応じて実施し、教職員の資質、指導力向上を目指していきたいと考えております。

8点目の生涯学習の実現を目指す啓発普及につきましては、誰でもどこでも学び合う環境づくりといたしまして、市の広報やホームページ等で啓発を行い、地域課題等につきましては、生涯学習推進員研修会や生涯学習セミナー等を開催いたしまして、毎年多くの方にご参加をしていただき、好評を得ているところでございます。今後も十分となるように、常に啓発を行いながら、生涯学習や生涯スポーツの推進を実践してまいりたいと考えております。

9点目の教育振興基本計画の今後の取り組みにつきましては、3つの基本方向、9つの目標に沿った32の具体的な施策に基づきながら、基本理念の実現に向けた具体的な取り組みを進めていきたいと、そのように考えております。

最後、10点目でございますが、青少年の健全育成についての1つ目ですけれども、青少年の憧れのプロ野球選手ただだけに、大変残念で、ショックを受けている子どもたち

もいることも事実ではないかと思えます。逮捕されたという報道とは関係なく、今年度は6年生を対象に薬物乱用防止教室を守山野洲少年センター、少年補導員、警察署の協力を得て、市内の6小学校で実施し、啓発をいたしました。

2点目、3点目の質問でございますが、平成26年度、27年度とも野洲、守山管内におきましては薬物乱用に関する青少年の検挙、補導はありません。したがって、現在取り組みは実施はしておりません。

また、危険ドラッグに関係する販売店は県内には一軒もございませんので、次年度も引き続き先ほど申し上げました薬物乱用防止教室を実施してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 教育長、市長と詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございます。

再質問、ちょっと1点ずつお伺いしたいと思います。

市長にちょっと2点お伺いします。

先ほどの交付金のところで、地方創生の目玉として新型交付金の新設されて、地方交付税、交付金の別枠加算の廃止に対しては本市への影響はないということで安心したんです。マイナス面はないということで安心したんですけど、この新型交付金について、今回目玉ということで地方創生の進化に向けた地方公共団体の自主性、主体的な取り組みを支援する目的としているということで、先駆性のある取り組み等3点上げられておりますが、この新型交付金についてどのようにお考えなのか。取り組みを、これからだと思っておりますが、この件、ちょっと一つ考えをお伺いしたいと思います。

もう一点は、先ほど市にしたら朗報なんですけど、保育士の給与アップということ答弁いただきました。給与アップではない。勘違いなのかな。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後3時56分 休憩）

（午後3時57分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○16番（梶山幾世君） 新型交付金についてだけ市長にお伺いします。

教育長には、たくさんの項目、細かく言っていただいたんですけど、ICT教育の中で

成果ですね、非常に興味深くしていただいたということですが、次の2校が決まっていれば教えていただきたい。まだ決まっていないのでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新型交付金へのご質問なんですけども、これまでも言ってきましたように、国の制度、いろんな制度をつくっていただくのはありがたいんですけども、自治体としては子育て支援とか、先ほどもご質問があった高齢者、特に介護保険制度がかなり厳しくなります。要支援1、2の方、私、当初から――先ほど政策監答えましたが、当初からそんなボランティアとかではできないので、場合によっては学童保育とか市民生活サービスとか一緒に、単費を持ち出してでも継続性を設計しようと言っていたわけです。

今回、幸い要支援1、2は介護保険の制度で何とか来年度は最悪の事態は避けられますけども、いずれにしても子育てとか介護とか、特に若い世代の就労支援、いろいろ要りますので、できるだけ新型で何か新しいメニューと言われるのは私余りよくなくて、既存の本来的な課題に答えられるような形で使えるような制度にしてほしいし、最大限工夫して、そういう事業をうまく新しい体裁でもってやってやりたいというのが私の新しい制度への考え方です。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ICTの今後の取り組みといたしましうか、方向につきましてのお尋ねだと思うんですが、実は、今年度三上小学校と野洲中学校2校に実際に入りましたのは2学期以降なんです。2学期以降に入りましたものですから、まず先生方がその扱い等にも慣れないといけませんし、実際の授業でもなかなか全ての先生が実際やって下さっているんですけども、まだまだ成果が見えにくいといったような状況もございます。

そこで、もう1年はしっかりと実践を積み上げていただきながら、その成果を持って次に広げていこうというふうな考えをしております、お尋ねの来年度の2校についてはまだ決めていないという状況でございます。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） それでは、質問は以上で終わりたいと思いますが、教育長に対しましては、すばらしい振興基本計画つくっていただきましたので、これから基本理念であります愛と輝きのある教育のまち野洲を目指して展開していただきたいと期待いたします。

す。

また、市長におきましては、市長２期目の総仕上げの予算編成ということで、非常にご努力いただいていると評価させていただいております。野洲の元気と安心を伸ばすために、市長の強いリーダーシップと、また市長の理念であります一人を救えない制度は誰も救えない。相談支援のさらなる充実と、一人も置き去りにしない野洲市のまちになることを期待して、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。なお、明３日は、午前９時から本会議を再開し、本日に引き続き代表質問と一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後４時０１分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年3月2日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 丸 山 敬 二

署 名 議 員 鈴 木 市 朗